

河津町
一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月
河津町

目次

第一編	計画の概要と地域特性	
第1章	計画の基本的事項.....	1
1.	計画の改定に当たって.....	1
2.	計画の位置づけ.....	3
3.	計画対象区域.....	10
4.	計画の期間.....	10
5.	点検、評価及び見直し.....	10
6.	計画の周知.....	11
7.	住民、事業者、行政の役割分担.....	11
第2章	地域特性の整理.....	12
1.	地理的、地形的、気候的特性.....	12
2.	人口動態及び分布.....	14
3.	地区別人口の動向.....	15
4.	産業の動向.....	18
5.	土地利用の状況.....	25
6.	開発計画等の将来計画.....	26
第二編	ごみ処理編	
第3章	ごみ処理の現状と課題.....	27
1.	廃棄物の種類と分別区分.....	27
2.	処理フロー.....	29
3.	ごみ処理体制.....	30
4.	収集・運搬体制.....	31
5.	中間施設の概要.....	31
6.	最終処分の概要.....	32
7.	ごみ量の推移.....	33
8.	処理・処分の実績.....	37
9.	ごみ処理の評価.....	41
10.	広報・啓発活動の現状.....	42
11.	前計画目標値の達成状況.....	43
12.	ごみ処理技術の動向.....	44
13.	課題.....	47
第4章	ごみ発生量及び処理量の予測.....	50
1.	将来推計の方法.....	50

2.	人口の将来予測	51
3.	ごみ発生量の予測.....	52
4.	施策を強化した場合のごみ排出量、処理処分量等の見通し.....	56
第5章	ごみ処理基本計画.....	60
1.	基本目標と基本方針.....	60
2.	基本指標	61
3.	基本計画の体系	62
4.	重点施策1 ごみ減量化.....	63
5.	重点施策2 リサイクル強化	66
6.	重点施策3 適正処理の推進	67
7.	重点施策4 計画推進の充実	68
第6章	収集・運搬計画.....	69
1.	収集対象区域.....	69
2.	ごみの分別区分	69
3.	収集・運搬量.....	70
4.	資源化ルート	70
第7章	中間処理計画	71
1.	中間処理方法.....	71
2.	中間処理量	71
3.	町単独処理、広域処理等の経済的比較.....	71
第8章	最終処分計画	72
1.	最終処分方法.....	72
2.	最終処分量	72
第9章	その他廃棄物対策.....	72
1.	災害廃棄物に関する対策.....	72
2.	不法投棄対策.....	72
第三編	生活排水処理編	
第10章	生活排水処理の現状	73
1.	処理形態別人口の現状	73
2.	し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況	75
3.	生活排水処理体系.....	76
4.	処理主体	77
5.	処理経費	77
6.	収集・運搬体制	78
7.	し尿処理施設の概要	78
8.	合併処理浄化槽の補助状況	78

9.	生活排水処理の課題.....	79
第 11 章	生活排水処理基本計画.....	80
1.	基本方針.....	80
2.	目標年度.....	80
3.	生活排水処理形態別人口の見込み.....	80
4.	収集・運搬計画.....	81
5.	中間処理計画.....	82
6.	資源化・有効利用計画.....	82
7.	その他検討すべき事項.....	82
-資料編-		
1.	ごみ排出量（生活系）のトレンド予測.....	資料-1
2.	ごみ排出量（事業系）のトレンド予測.....	資料-5
3.	処理形態別人口のトレンド予測.....	資料-9
4.	処理形態別人口の予測結果.....	資料-11

第一編 計画の概要と地域特性

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の改定に当たって

河津町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本町では、平成26（2014）年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、町民や事業者、組合とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。また、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川・海域の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。

し尿処理については、河津町・東伊豆町のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として昭和63（1988）年3月から東河環境センターが稼働しています。同施設から排出された処理水は排水路を経由して相模灘へ放流し、処理過程で発生した脱水汚泥及びし渣は、東河クリーンセンターに運搬し、焼却処理しています。

一方、国では、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）に取り組んでいます。特に、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元（2019）年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4（2022）年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題の解決を図ろうとしています。

静岡県では、「第4次静岡県循環型社会形成推進計画」を令和4（2022）年3月に策定し、これまでの取組をさらに進めるとともに、循環型社会の実現に向けた施策を計画的に進めることとしています。

このように、SDGsという国際的な取組、国や静岡県の動向、社会情勢を踏まえ、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直し（以下「本計画」という。）を行うこととしました。

持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



- 1 貧困の撲滅
- 2 飢餓撲滅、食料安全保障
- 3 健康・福祉
- 4 万人への質の高い教育、生涯学習
- 5 ジェンダー平等
- 6 水・衛生の利用可能性
- 7 エネルギーへのアクセス
- 8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
- 9 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
- 10 国内と国家間の不平等の是正
- 11 持続可能な都市
- 12 持続可能な消費と生産
- 13 気候変動への対処
- 14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
- 16 平和で包摂的な社会の促進
- 17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

本計画では、以下のゴールが関連しています。これらの達成に向け、町民・事業者・行政の三者が協力・連携することが大切です。



2. 計画の位置づけ

2.1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

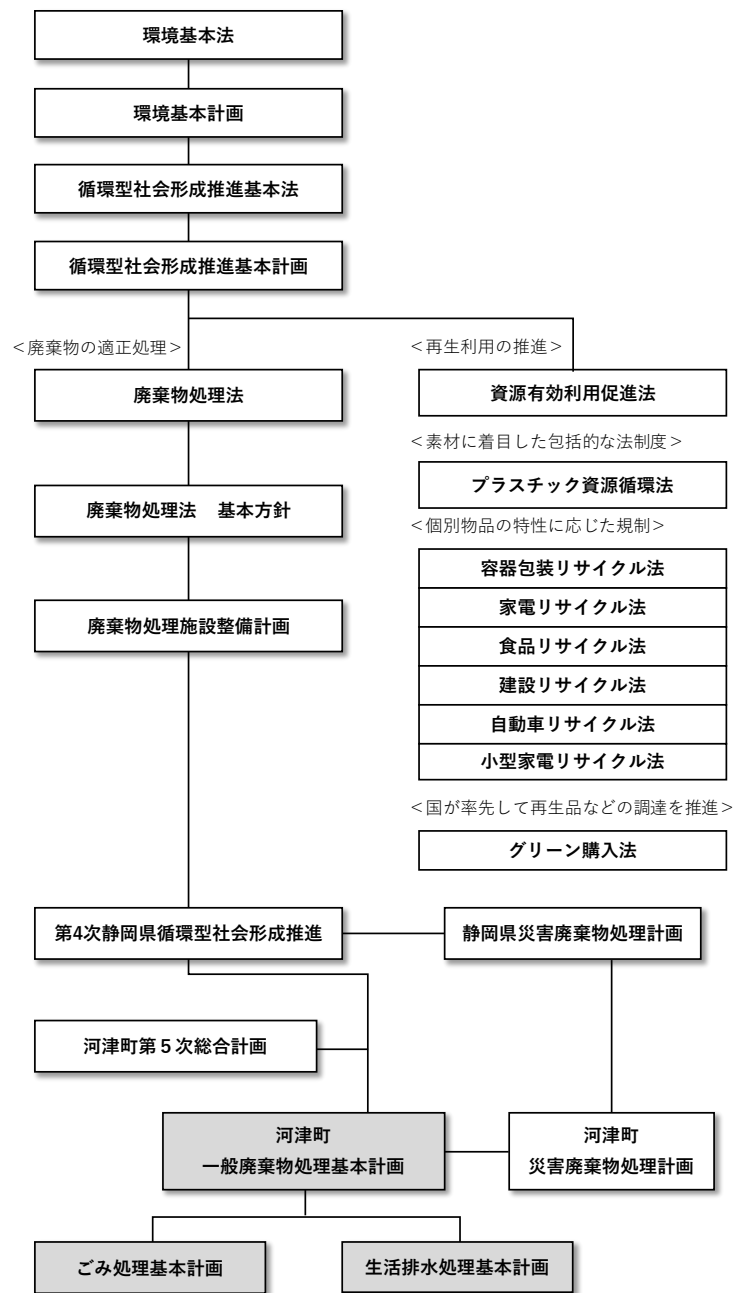


図 1-1 本計画の位置付け

2.2 ごみ処理行政の動向

2.2.1 国の目標

(1) 廃棄物処理基本方針

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和2年度ですが、令和2年度以降は、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「第四次循環基本計画」という。）等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

表 1-1 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日
再生利用の割合*	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

※再生利用の割合は、リサイクル率を表します。

(2) 第四次循環基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づき、平成30年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

表 1-2 令和7年度における第四次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減
家庭系ごみ (資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減

(3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

本法律は令和4年4月1日に施行されました。国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

本法律の基本方針は、以下のとおりです。

- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

資料：環境省

(4) 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロス削減推進法は、令和元年10月1日に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、国は食品ロス削減に関する施策の総合的推進を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を定めており、本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、以下のとおりです。

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

資料：消費者庁

2.2.2 静岡県の目標

(1) 第4次静岡県循環型社会形成計画

静岡県は、令和4年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定しています。これまでのリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進や廃棄物の適正処理の取組をさらに推し進めつつ、サーキュラーエコノミーを基盤とした社会への移行を目指し、捨てるものをできるだけ減らし、資源として活かせるものをできるだけ増やすことを呼び掛けるキャッチフレーズ「“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」を掲げています。

表 1-3 静岡県の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	1人1日当たりの排出量848g/人日（令和8年度）
一般廃棄物最終処分量	1人1日当たりの最終処分量39g/人日（令和8年度）

(2) 静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

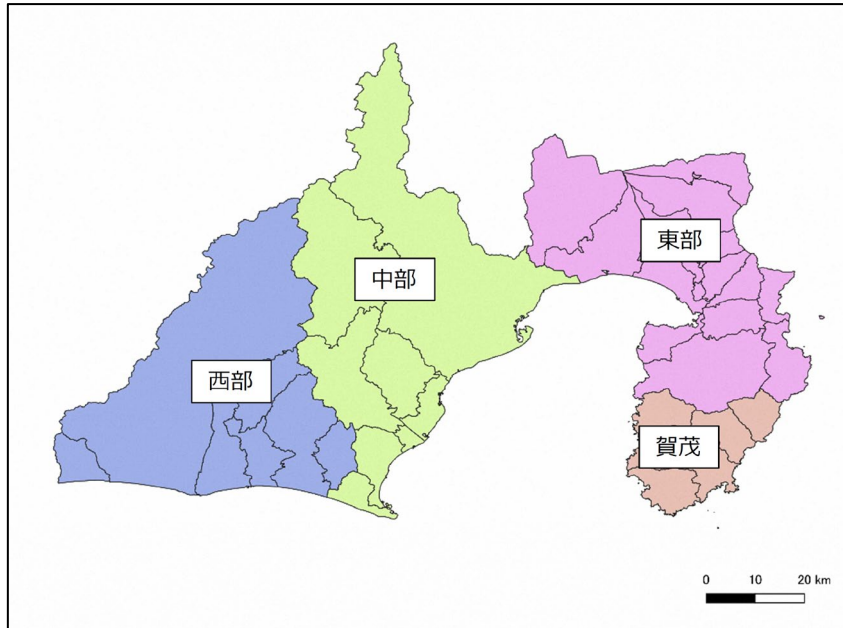
静岡県の人口は、平成30（2018）年度時点では、一般廃棄物実態調査結果（環境省）（以下、「環境省実態調査」という。）によると約370万人となっており、平成19（2007）年をピークに減少を続け、2045年には約294万人になると推計されています。

一方、静岡県全体の一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量は、県内市町による減量化施策、各種リサイクル法の進展及び人口減少により、平成14（2002）年度をピークに減少傾向にあります。

人口及びごみ量は、今後さらに減少していくことが見込まれるため、安定的・効率的な廃棄物処理体制を維持するには、前計画の広域化ブロック区割りを再検討する必要があると考えられます。

また、「静岡県の新ビジョン（総合計画）」（以下、「新ビジョン」という。）においても、世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりを進めるため、「一定の人口規模を備え、人口減少・少子高齢化が進む中においても自立し、地域の活力の持続を可能とする地域づくりの推進」及び「自然的・社会的条件から一体性を有すると認められる地域における『場の力』を最大限に活用した一体感のある地域づくりの推進」の観点から、伊豆半島・東部・中部・西部の4地域区分により地域づくりを推進することとしています。

以上のことから、本マスタープランにおいては、環境省通知及び新ビジョンの趣旨を踏まえ、前計画における広域処理圏域の地域性を考慮して、7圏域から広域化ブロック区割りとして賀茂・東部・中部・西部の4地域を設定し、廃棄物処理体制を見直すこととしています。



資料：静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

図 1-2 本マスタープランにおける「地域」の設定

2.3 河津町総合計画の概要

本町では「住みたい・来たいまち 河津」とキャッチフレーズを掲げ、河津町第5次総合計画に基づきまちづくりを進めています。

河津町第5次総合計画	令和3年度～令和12年度
【目指す姿】	
<ul style="list-style-type: none">○ 町民・事業所・行政が一体となって、ごみの減量化・資源リサイクル化が推進されています。○ 生活排水が浄化され、清らかな河川と快適な居住環境が確保されています。○ 不法投棄など、自然環境の破壊につながる行為を未然に防ぐ対応が実践されています。	
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none">○ 環境保全の重要性が言われている中、廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会を形成していくことが求められており、本町では、ごみの減量化の一環として生ごみ堆肥化処理機等を購入した町民に、補助金を交付しています。今後も、引き続き、町民の環境保全に対する意識の高揚を図り、地域ぐるみで地球環境にやさしい取組を推進していくことが必要です。○ 産業廃棄物の不法投棄による自然破壊が全国的に問題となっていることから、町内事業所には適切な処理に協力してもらう必要があります。また、町外から産業廃棄物が不当に持ち込まれることがないように、適正な管理・見回りが必要です。○ 町内のごみは、すべてエコクリーンセンター東河で処理されていますが、平成25年10月から20kg以上のごみの処理に関しては、可燃ごみ、不燃ごみとも有料となりました。平成29年度には耐用年数が近づいたため、3年間の改良工事を行い、施設を約15年延命化しました。今後は、共同で稼働している東伊豆町とともに、施設の維持・管理について将来を見据えた検討を重ねていく必要があります。○ 清らかな水源を有している本町ではありますが、単独浄化槽の利用による生活雑排水への流入が続いているため、合併処理浄化槽は普及をさらに促進していく必要があります。	
【主要施策】	
1. ごみについて	
(1) ごみの減量化と資源リサイクルの推進	
<ul style="list-style-type: none">・ 生ごみの堆肥化などのごみ減量運動を推進し、ごみ発生量の抑制に努めます。・ 不・可燃物、粗大ごみ、資源ごみなどの分別排出と収集体制の確立を図り、リサイクルの推進を行います。・ 地域・学校等の団体による集団回収を支援・指導することで、資源ごみ回収の拡大を図り、リサイクルを推進します。・ 産業廃棄物については、関係機関との連携を密にして、適切な処理が図れるよう指導を徹底します。	

(2) ごみ処理施設の整備

- ・ 多様化・増大化するごみの処理対策を合理的かつ的確に処理するため、静岡県ごみ処理広域化・処理施設集約化計画（令和 3 年度策定）に基づき、広域圏での処理対応について進めていきます。

(3) 環境美化の推進

- ・ ごみのポイ捨て禁止や持ち帰りなどのPRの実施、不法投棄防止のため、パトロールの強化を図ります。また、各地区環境美化推進員による啓発活動や監視協力を促進します。

(4) 啓発活動の推進

- ・ ダイオキシン等の有害物質を発生させないよう、畑や空地などでのごみ焼却の危険性について周知・徹底を図り、防止に努めます。

2. 生活排水について

(1) 合併処理浄化槽の設置促進

- ・ 単独浄化槽の減少を目的として、合併処理浄化槽の設置替えを促進するとともに、検査や維持・管理の周知徹底を図ります。

(2) し尿処理体制の充実

- ・ し尿処理プラントの延命に関して進めていきます。

3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町全域を対象とします。

4. 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）」では、目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。

そこで、本計画の計画目標年度を令和 15（2033）年度とします。また、中間目標年度を令和 10（2028）年度とします。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	
内容・計画期間	計画策定	← 計画期間 →										計画目標年度
						中間目標年度						

図 1-3 計画期間と計画目標年度

5. 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

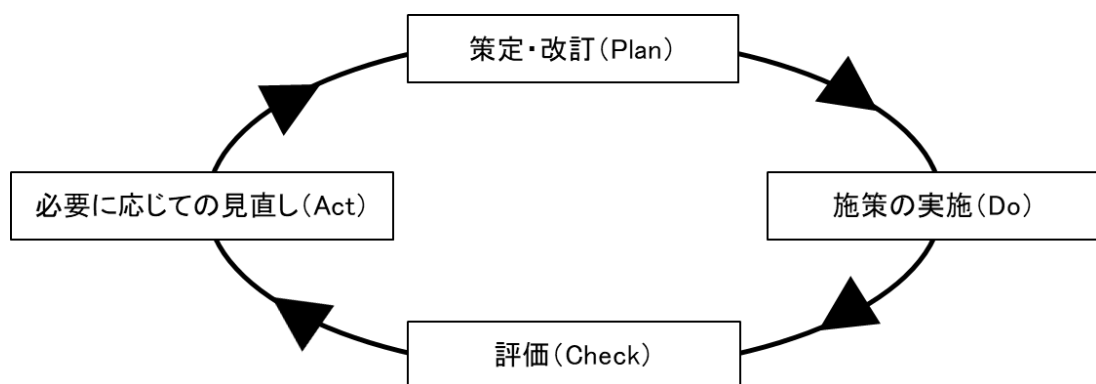


図 1-4 PDCAサイクル

6. 計画の周知

この計画を効果的に推進していくためには、住民・事業者・町それぞれが自らの役割を十分に認識し、積極的に取組を行っていくことが不可欠です。

計画に関する情報をホームページ上で公開するなど、積極的な周知に努め、国や県、周辺自治体とも連携を図ります。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、町のごみ処理に関する最新情報を蓄積・整理し活用することで、住民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

7. 住民、事業者、行政の役割分担

「だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり」を目指し、住民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、社会生活のあらゆる場面において、自ら率先して協働し、できる限りのごみの排出抑制・再利用の推進を図るとともに、環境に配慮した行動をします。

第2章 地域特性の整理

ごみや、生活排水の処理に係る計画の策定に当たっては、その土地の人口の推移、生活習慣の変化、自然環境への係わり方、すでに発生している環境問題等を把握し、将来の予想と展望を踏まえて計画を策定する必要があります。

ここでは、本町の置かれた現状と将来展望を示し、今後の計画策定にあたっての現状や課題を示します。

1. 地理的、地形的、気候的特性

1.1 地理的・地形的特性

本町の位置図を図 2-1 に示します。本町は、静岡県東部に位置する伊豆半島の東海岸中央部にあり、東は東伊豆町、北は天城山を境に伊豆市、南は下田市に接し伊豆半島西海岸に位置する松崎町・西伊豆町とは天城の山林を境に南北に接しています。本町は、東西 13.7km、南北 14.7km で、総面積 100.69km² であり、総面積の 83% を山林・原野が占めています。地形は、北東部から北西部に標高 800m 以上の天城の山々が連なっており、中央部には町域を北西から南東に縦横する河津川が流れています。特に川の上流には、寄生火山から流出した溶岩が各所に流れ込み、大滝など数多い滝を作り出しているほか、温泉も豊富に湧き出しており、観光資源として活用されています。また、海岸部も今井浜海岸や菖蒲沢海岸といった自然豊かな海岸美を誇り、海と山の織り成す素晴らしい自然景観が本町の特徴といえます。

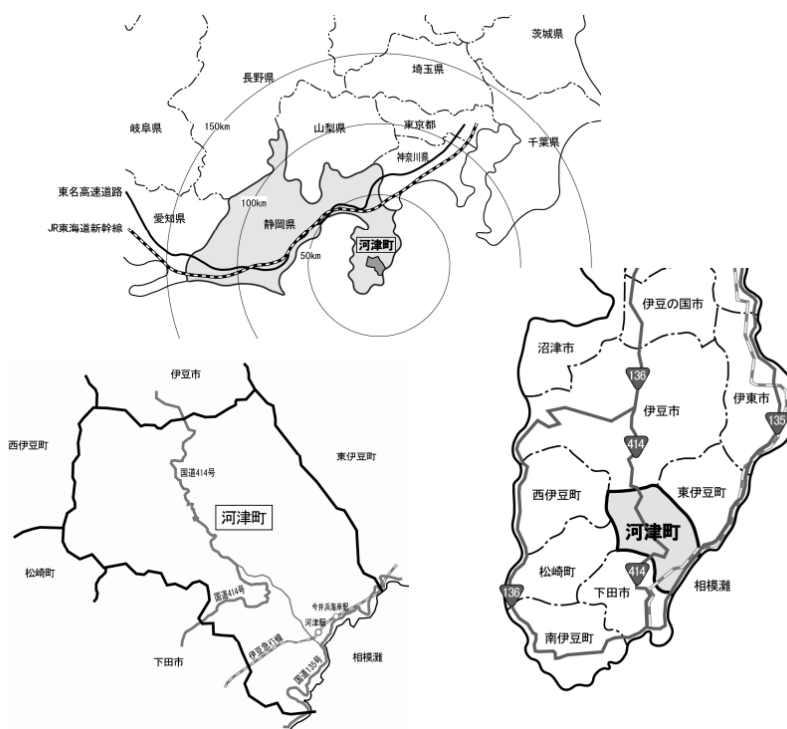


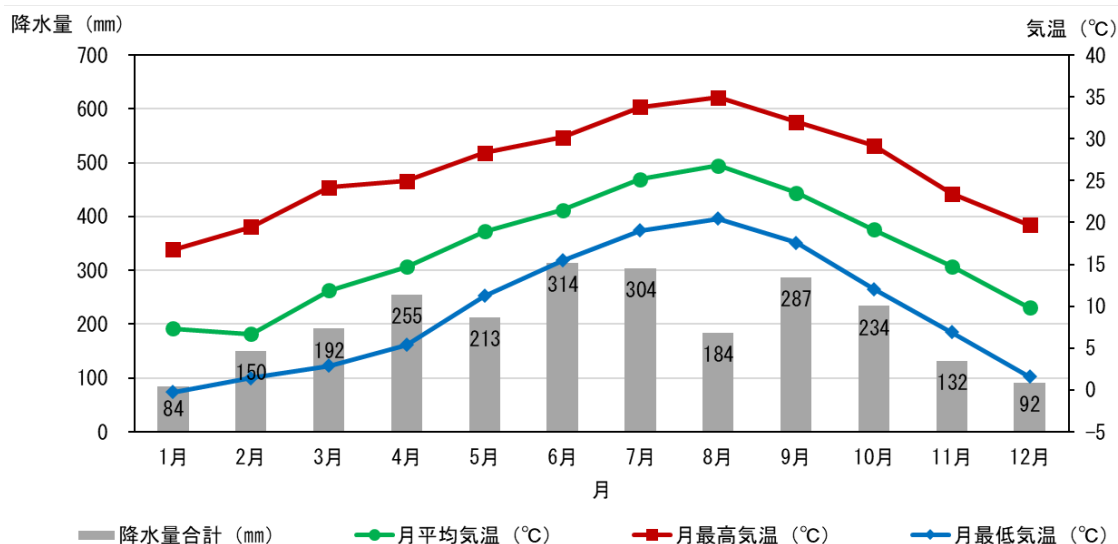
図 2-1 河津町位置図

1.2 気象的特性

本町の気象状況の推移を表 2-1 に示しました。過去 10 年間の平均気温は 16.8℃、年間降水量の平均が 2,433.2mm、平均風速が 2.4m、平均日照時間が 2,028.7 時間となっています。年間降水量は多い年で 2,700mm を超える一方、少ない年では約 2,200mm と、年によって差異が見られます。月別降水量変化（平成 25 年～令和 4 年の平均）を、図 2-2 に示します。これによると、6 月が 314mm で最も多く、次いで 7 月、9 月、4 月が 250mm を超えています。最も降水量が少なかったのは 1 月で、84mm となっています。

表 2-1 最近 10 年間の気象状況

年\区分	平均気温 (°C)			年間降水量 (mm/年)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
	日平均	日最高	日最低			
平成 25 年	16.4	20.1	13.4	2,211.0	2.3	2,116.4
平成 26 年	16.1	19.9	13.1	2,294.5	2.3	2,112.6
平成 27 年	16.6	20.2	13.8	2,588.5	2.4	1,979.7
平成 28 年	16.9	20.5	14.1	2,373.5	2.2	1,897.7
平成 29 年	16.3	20.0	13.3	2,199.0	1.9	2,106.4
平成 30 年	17.2	20.9	14.2	2,251.5	2.0	2,146.7
令和元年	17.0	20.6	14.2	2,608.0	2.8	1,914.3
令和 2 年	17.2	20.8	14.3	2,536.0	2.7	1,971.5
令和 3 年	17.0	20.7	14.0	2,715.0	2.5	1,873.5
令和 4 年	16.8	20.5	14.0	2,555.0	2.8	2,168.3
平均	16.8	—	—	2,433.2	2.4	2,028.7
(極値)		(20.9)	(13.1)			



資料：気象庁 稲取観測所

図 2-2 月別降水量変化（平成 25 年～令和 4 年の平均）

2. 人口動態及び分布

本町の人口と世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

本町では少子化や若者を中心とした人口の流出等により、既に昭和 35 年をピークに人口減少が続いており、平成 28 年には 7,500 人、令和 3 年には 7,000 人を下回りました。今後も人口減少は続く予測されます。

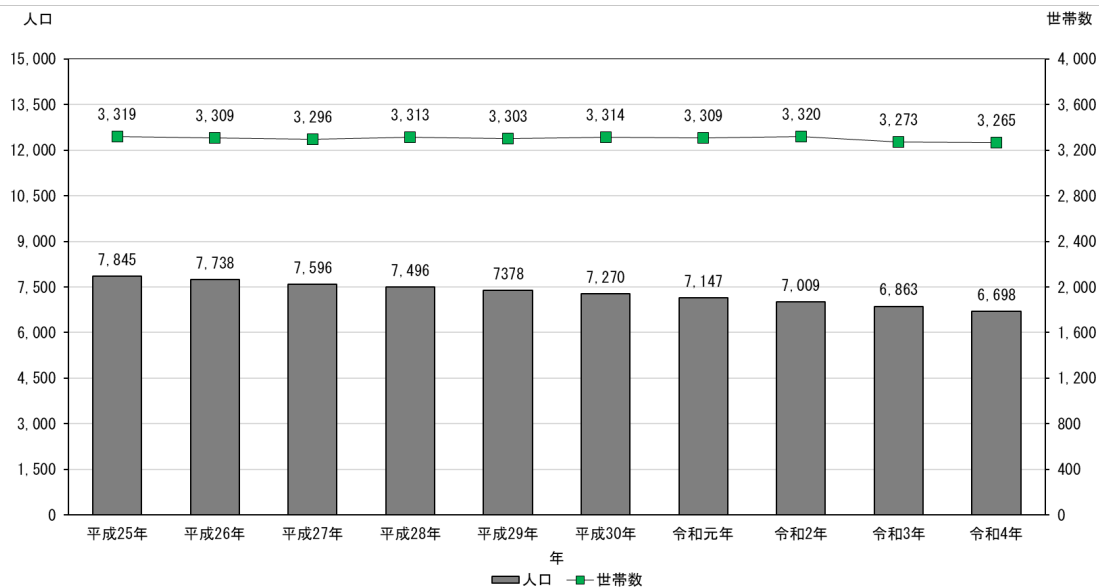
世帯数は微増傾向にありましたが、近年では 3,200 世帯台で推移しています。

また、令和 4 年度の一世代当たりの人口は 2.05 人となっており、平成 25 年以降減少傾向にあります。

表 2-2 人口と世帯の推移

年\区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯あたり人口 (人)
平成 25 年	7,845	3,319	2.36
平成 26 年	7,738	3,309	2.34
平成 27 年	7,596	3,296	2.30
平成 28 年	7,496	3,313	2.26
平成 29 年	7,378	3,303	2.23
平成 30 年	7,270	3,314	2.19
令和元年	7,147	3,309	2.16
令和 2 年	7,009	3,320	2.11
令和 3 年	6,863	3,273	2.10
令和 4 年	6,698	3,265	2.05

資料：河津町地区別世帯数人口集計表（各年 10 月 1 日時点）



資料：河津町地区別世帯数人口集計表（各年 10 月 1 日時点）

図 2-3 人口と世帯の推移

3. 地区別人口の動向

本町の人口及び世帯数を地区別に表 2-3 に示しました。

現在の 23 行政区となった地区別の人口の推移をみると、大半の地区で人口が減少している中、長野地区・小鍋地区の 2 地区は横ばいに推移しています。一方、減少幅が大きいのは、浜地区・笹原地区、谷津地区・見高浜地区の 4 地区となっています。

表 2-3 地区別人口の動向

地区名\年	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
浜	840	418	817	412	798	410	786	402	771	407
笹原	637	286	622	287	608	285	583	272	583	284
田中	485	277	483	279	469	277	467	274	455	268
沢田	219	81	211	80	227	85	220	87	217	86
逆川	140	56	140	59	131	57	130	57	123	56
上峰	302	122	302	121	292	123	284	122	268	119
下峰	723	349	720	350	719	347	723	344	705	338
谷津	663	296	647	296	623	302	604	298	576	288
縄地	242	103	235	104	230	106	228	105	210	100
見高浜	539	253	534	256	514	259	487	251	477	256
長野	513	227	526	237	517	236	511	234	519	236
見高入谷	292	122	288	123	276	121	265	121	255	120
下地区計	5,595	2,590	5,525	2,604	5,404	2,608	5,288	2,567	5,159	2,558
梨本	183	80	173	74	166	71	155	69	136	67
泉奥原	118	47	115	47	116	48	115	47	115	49
川横	141	55	129	54	126	53	126	52	121	49
大鍋	106	47	97	43	97	43	95	44	96	48
小鍋	88	44	89	44	91	45	91	44	89	43
湯ヶ野	185	82	182	80	180	80	176	77	170	78
下佐ヶ野	315	129	301	126	303	128	301	127	303	127
上佐ヶ野	201	93	202	90	197	89	195	91	183	88
天川	49	23	48	23	48	23	48	23	47	23
筏場	197	87	198	87	194	92	190	93	195	94
大堰	92	37	88	37	87	40	83	39	84	41
上地区計	1,675	724	1,622	705	1,605	712	1,575	706	1,539	707
総人口 (外国人を含まない)	7,270	3,314	7,147	3,309	6,922	3,320	6,863	3,273	6,698	3,265

資料：河津町地区別世帯数人口集計

1世帯当たりの人口を表2-4に示しました。

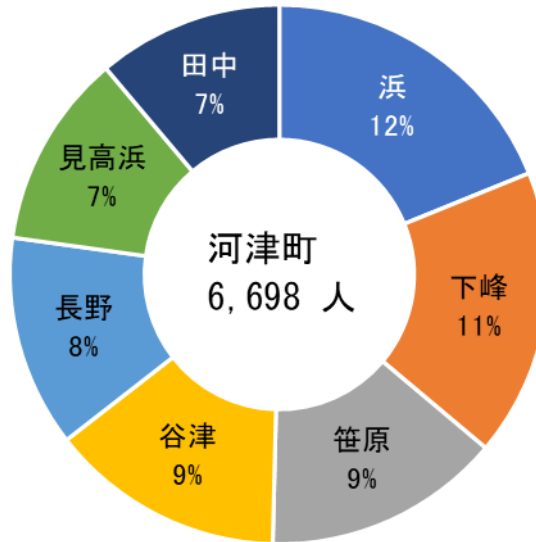
ほとんどの地区ではほぼ横ばいで推移、あるいは減少していますが、上地区小鍋においては微増しています。

表 2-4 1世帯当たり人口

地区名\年		平成30年 (人)	令和元年 (人)	令和2年 (人)	令和3年 (人)	令和4年 (人)
下地区	浜	2.0	2.0	1.9	2.0	1.9
	笹原	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
	田中	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7
	沢田	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5
	逆川	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2
	上峰	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3
	下峰	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	谷津	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0
	縄地	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1
	見高浜	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9
	長野	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
見高入谷	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	
上地区	梨本	2.3	2.3	2.3	2.2	2.0
	泉奥原	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
	川横	2.6	2.4	2.4	2.4	2.5
	大鍋	2.3	2.3	2.3	2.2	2.0
	小鍋	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1
	湯ヶ野	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	下佐ヶ野	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	上佐ヶ野	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
	天川	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
	筏場	2.3	2.3	2.1	2.0	2.1
大堰	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0	

資料：河津町地区別世帯数人口集計表

本町の全人口に対して各地区居住者が占める割合を図 2-4 に示しました。浜地区が最も多く 12%、次いで下峰地区が多く 11%という割合になっています。



資料：河津町地区別世帯数人口集計表

図 2-4 河津町の全人口に対して各地区住居者が占める割合（令和4年）

4. 産業の動向

4.1 産業別就業人口

本町の産業別就業人口を表 2-5 に示しました。

各年度とも第三次産業の就業者数が全体の約 7 割を占めており、中でも飲食店・宿泊業、卸売・小売業に従事する人が多いです。直近の令和 2 年では就業者総数は 3,308 人、第一次産業は 389 人（11.8%）、第二次産業は 460 人（13.9%）、第三次産業は 2,443 人（73.9%）となっています。

表 2-5 産業別就業人口の推移

産業別\年	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
第一次産業	517	13.2	469	13.0	389	11.8
農業、林業	485	12.4	436	12.1	355	10.7
(うち農業)	465	11.8	421	11.7	344	10.4
漁業	32	0.8	33	0.9	34	1.0
第二次産業	535	13.6	486	13.5	460	13.9
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	-	-	-	-
建設業	378	9.6	361	10.0	337	10.2
製造業	156	4.0	125	3.5	123	3.7
第三次産業	2,862	72.9	2,639	73.3	2,443	73.9
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.4	13	0.4	9	0.3
情報通信業	14	0.4	13	0.4	13	0.4
運輸業、郵便業	156	4.0	111	3.1	110	3.3
卸売業、小売業	667	17.0	493	13.7	477	14.4
金融業、保険業	42	1.1	35	1.0	34	1.0
不動産業、物品賃貸業	49	1.2	47	1.3	53	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	57	1.5	44	1.2	53	1.6
宿泊業、飲食サービス業	738	18.8	658	18.3	542	16.4
生活関連サービス業、娯楽業	156	4.0	141	3.9	126	3.8
教育、学習支援業	162	4.1	171	4.8	158	4.8
医療、福祉	391	10.0	475	13.2	495	15.0
複合サービス事業	68	1.7	75	2.1	66	2.0
サービス業（他に分類されないもの）	209	5.3	219	6.1	175	5.3
公務（他に分類されるものを除く）	136	3.5	144	4.0	132	4.0
分類不能の産業	13	0.3	4	0.1	16	0.5
就業総数	3,927	100	3,598	100	3,308	100

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

4.2 事業所数

産業別事業所数の推移を表 2-6 に示しました。

本町は、伊豆半島南部に位置し、都市部への交通利便性が低く、製造業等の工場立地が困難なことから、古くは農業、その後、道路・交通環境の整備とともに、観光が町の産業の中心となってきました。観光地という土地柄から事業所数は卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業が多くを占めており、令和 3 年の事業所総数 452 箇所の内、220 箇所（約 49%）がこれに当たります。

表 2-6 産業別事業所数の推移

産業別\年	平成 24 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数 (事業所)	割合 (%)	事業所数 (事業所)	割合 (%)	事業所数 (事業所)	割合 (%)
第一次産業	4	0.8	4	0.8	3	0.7
農業, 林業	-	-	-	-	-	-
(うち農業)	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
第二次産業	100	19.4	97	18.5	77	17.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	73	14.2	74	14.1	61	13.5
製造業	27	5.2	23	4.4	16	3.5
第三次産業	411	79.8	422	80.7	372	82.3
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1	-	4	0.9
情報通信業	1	0.2	-	-	2	0.4
運輸業, 郵便業	7	1.4	5	1.0	5	1.1
卸売業, 小売業	127	24.7	129	24.7	110	24.3
金融業, 保険業	5	1.0	5	1.0	5	1.1
不動産業, 物品賃貸業	17	3.3	15	2.9	11	2.4
学術研究, 専門・技術サービス業	12	2.3	9	1.7	10	2.2
宿泊業, 飲食サービス業	134	26.0	142	27.2	110	24.3
生活関連サービス業, 娯楽業	34	6.6	38	7.3	34	7.5
教育, 学習支援業	14	2.7	14	2.7	13	2.9
医療, 福祉	24	4.7	26	5.0	25	5.5
複合サービス事業	4	0.8	4	0.8	4	0.9
サービス業 (他に分類されないもの)	32	6.2	34	6.5	39	8.6
公務 (他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-
事業所総数	515	100	523	100	452	100

資料：経済センサス

4.3 第一次産業

4.3.1 農業

本町における農家数と農家人口は表 2-7 のとおりです。

近年、農家人口は減少傾向を示しており、令和 2 年の総農家数 360 戸の内訳は、自給的農家が 215 戸 (59.7%) となっています。

表 2-7 農家数と農家人口の推移

(単位：人)

年\区分	農家総数	自給的農家数	専業農家数	兼業農家数		
				計	農業が主	農業が従
平成 12 年	537	212	96	229	99	130
平成 17 年	478	221	93	164	66	98
平成 22 年	451	235	72	144	67	77
平成 27 年	415	230	75	110	38	72
令和 2 年	360	215	-	-	-	-

資料：農業センサス

令和 2 年までの経営耕地面積の推移を表 2-8 に示しました。

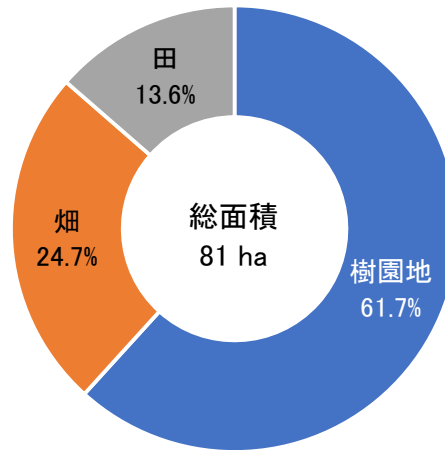
令和 2 年度の総耕地面積は 81ha であり、田 11ha (13.6%)、畑 20ha (24.7%)、樹園地 50ha (61.7%) となっており、樹園地が大半を占めています。

表 2-8 経営耕地面積の推移

年\区分	田		畑		樹園地		計 (ha)
	面積 (ha)	構成割合 (%)	面積 (ha)	構成割合 (%)	面積 (ha)	構成割合 (%)	
平成 17 年	31	21.5	37	25.7	76	52.8	144
平成 27 年	18	15.3	40	33.9	60	50.8	118
令和 2 年	11	13.6	20	24.7	50	61.7	81

資料：農業センサス

令和 2 年の経営耕地面積の割合を図 2-5 に示します。樹園地が約 62%と最も多くなっています。



資料：農業センサス

図 2-5 経営耕地面積 (令和 2 年)

4.3.2 林業

本町の林野面積は表 2-9 に示すとおりです。令和 2 年の総林野面積は 10,069ha でした。令和 2 年までの推移では、総林野面積とその構成割合に大きな変化は見られません。

表 2-9 林野面積の推移

年\区分	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)			林野率 (%)
		計	現況森林面積	森林以外の草生地	
平成 17 年	10,079	8,205	8,194	11	81.4
平成 27 年	10,074	8,172	8,169	3	81.1
令和 2 年	10,069	8,130	8,127	3	80.7

資料：農業センサス

4.3.3 漁業

経営組織別漁業体の概況を表 2-10 に示しました。本町では、個人経営体が全体の 100% (24 世帯) を占めており、その内約 88% (21 世帯) が他の仕事と兼業しています。

表 2-10 経営組織別漁業体 (平成30年)

(単位：世帯)

区分\専兼業別	総数	専業	兼業	
			漁業が主	漁業が従
個人経営体	24	3	13	8
会社	0	0	-	-
総数	24	3	13	8

資料：漁業センサス

4.4 第二次産業

近年の工業の推移を表 2-11 に示しました。令和元年から令和 2 年にかけて事業所数が減り、また、就業者数も 30 人ほど減少しています。

表 2-11 工業 (製造卸業) の推移

年\区分	事業所数 (事業所)	就業者数 (人)
平成 25 年	7	123
平成 26 年	7	126
平成 27 年	6	120
平成 28 年	8	149
平成 29 年	8	149
平成 30 年	8	149
令和元年	7	142
令和 2 年	4	114

資料：工業統計調査

4.5 第三次産業

4.5.1 商業

本町の商業（卸売・小売業）の概況を表 2-12 に示しました。これによると商店数、従業者数、年間販売額ともに減少傾向にあり、令和 2 年の年間販売額は約 62 億円、従業者 1 人当たりの年間販売額は、約 1,286 万円となっています。

表 2-12 商業（卸売・小売・飲食店）の推移

年\区分	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	1人当たりの 販売額 (万円)
平成 16 年	177	768	1,129,581	1,471
平成 24 年	119	498	605,648	1,216
平成 26 年	127	512	659,425	1,288
平成 28 年	112	435	630,800	1,450
令和 2 年	102	480	617,400	1,286

資料：統計センターしずおか

4.5.2 観光

年度別観光交流客数を表 2-13 及び図 2-6 に示しました。

観光交流客数は、平成 30 年度以降減少傾向です。令和 2 年度は 353,348 人で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による日本人旅行者の減少に加え、入国制限や各国の渡航制限による訪日外国人旅行者の減少もあり、観光宿泊数は大幅な減少となっています。

令和 4 年度の観光交流客数は、1,091,298 人で、宿泊客は 141,761 人、観光レクリエーション客数は 949,537 人となり、令和 3 年度以降は回復傾向にあります。

表 2-13 本町の観光交流客数の推移

年度\区分	宿泊者数 (人)	観光レクリエーション客数 (人)	観光交流客数 (人)
平成 30 年度	175,189	1,398,581	1,573,770
令和元年度	163,478	985,691	1,149,169
令和 2 年度	93,436	259,912	353,348
令和 3 年度	94,725	676,924	771,649
令和 4 年度	141,761	949,537	1,091,298

資料：統計センターしずおか

※ 観光交流客数 = 観光レクリエーション客数 + 宿泊客数

ア 観光レクリエーション客数：年間 1 千人以上の入込みのある観光施設、行祭事及びイベント等を対象に集計

イ 宿泊客数：旅館・ホテル・民宿等に宿泊した客数（延べ泊数）を集計

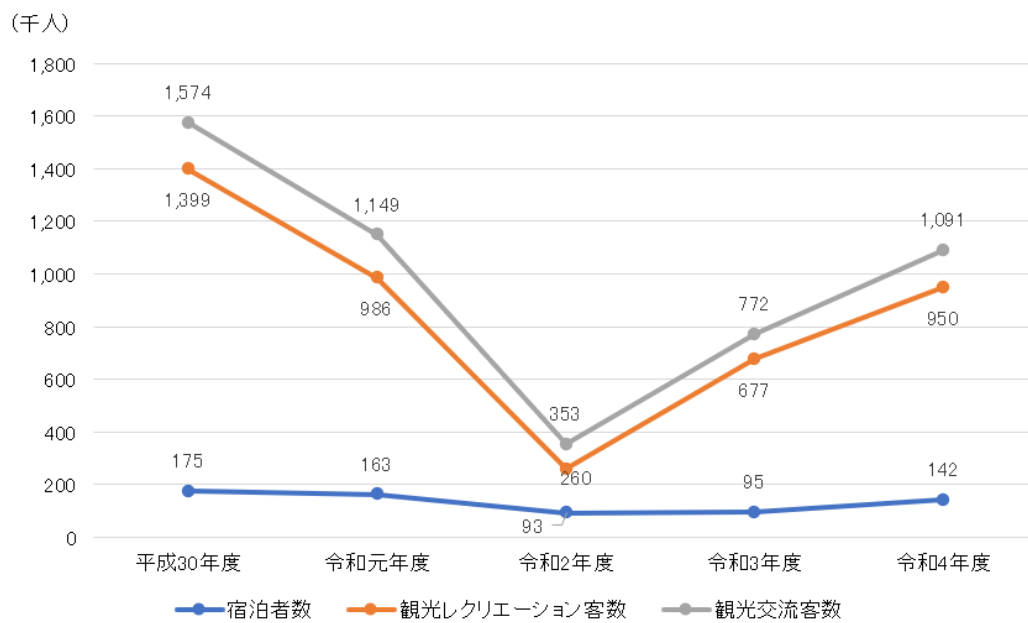


図 2-6 年度別観光交流客数

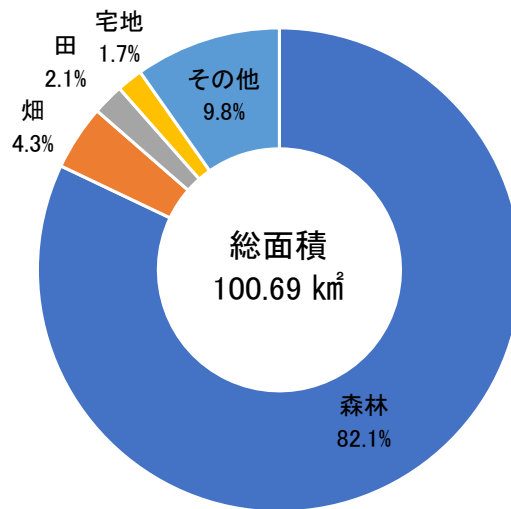
5. 土地利用の状況

令和3年の地目別面積とその構成割合を表2-14及び図2-7に示しました。本町は、北部には国有林が広がり、総面積の約8割が山林と原野に占められており、約2割の中山間地域と平坦地が農地や宅地などに利用されています。町内には山間地や海辺、市街地といった地理的な特性があり、森林や農地に囲まれた中山間地域は、自然豊かで、農業体験や学習の場等として活用されています。

表 2-14 地目別面積（令和3年）

		令和3年					
		総面積	森林	畑	田	宅地	その他
面積	(km ²)	100.7	82.6	4.4	2.1	1.8	9.8
	(%)	100	82.1	4.3	2.1	1.7	9.8

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



資料：静岡県の土地利用（静岡県交通基盤部）

図 2-7 地目別面積の構成割合（令和3年）

6. 開発計画等の将来計画

本町の現行の総合計画は、河津町第5次総合計画（令和3年度～12年度）です。この計画は、本町の将来像を「住みたい・来たいまち 河津」と掲げ、“自然、文化 そして 笑顔があふれる 河津桜の里”の実現を目指しています。

一般廃棄物に関しては、計画の6つの大綱の1つである「基本目標 5. だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり」の主要施策として、ごみ減量化及び資源リサイクルの推進などが記載されています。

第二編 ごみ処理編

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. 廃棄物の種類と分別区分

1.1 廃棄物の種類

廃棄物は廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。廃棄物の区分を表 3-1、図 3-1 に示します。

表 3-1 廃棄物（ごみ）の区分

区分	摘要
1	一般廃棄物 家庭での生活に伴って各家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って商店や事務所などから排出される「事業系ごみ」に分類されます。
2	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など 20 種が法令で定められています。

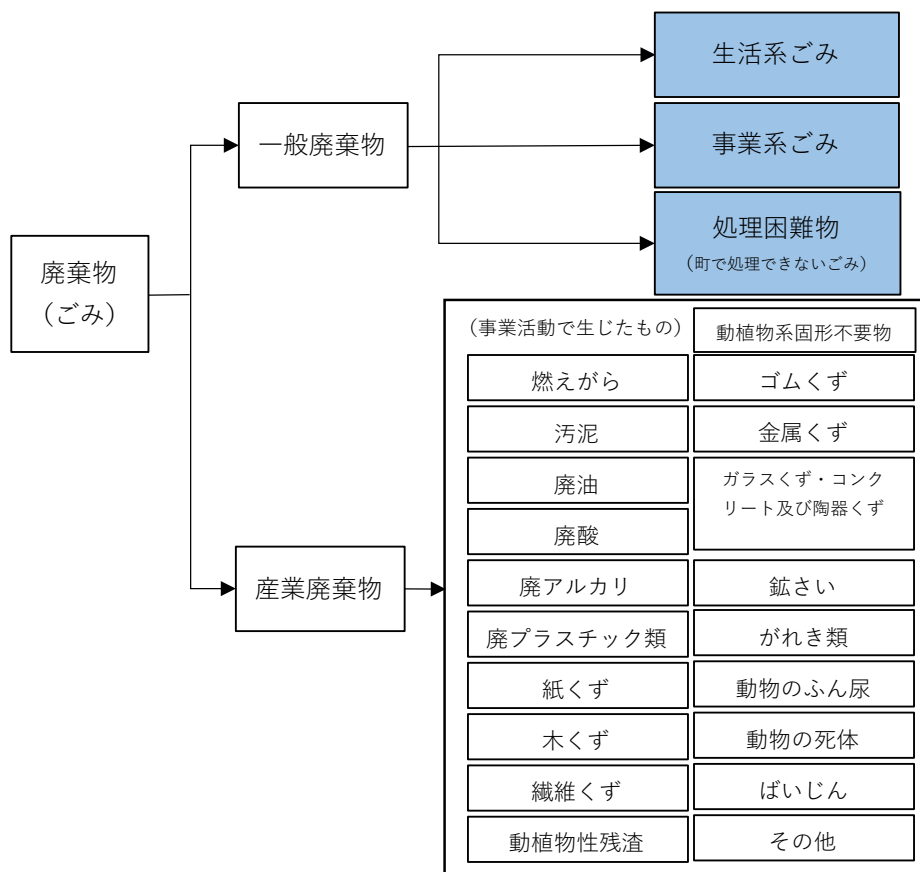


図 3-1 廃棄物（ごみ）の区分と種類

1.2 分別区分と排出方法

1.2.1 生活系ごみ

生活系ごみは、「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「金属類・粗大ごみ」、「乾電池」、「空きカン」、「ビン類」、「埋立ごみ」の大きく7種類に区分し、事業者に委託し収集を行っています。本町の収集状況を表3-2に示します。

ごみの収集は、決められたごみ集積所で排出・収集するステーション方式で行っており、町の指定袋で排出することとしています。

表3-2 生活系ごみの収集状況

大分類	小分類	出し方	収集日
燃やすごみ	生ごみ・プラスチック類・紙類 ビニール・発泡スチロール	可燃物用指定袋 (生ごみはよく水切りをする)	毎週 月・水・金曜日
資源ごみ	ペットボトル (無色のみ)	不燃物用指定袋 (キャップ、ラベルは燃やすごみ)	毎月 第1・3 火曜日 (雨天中止)
	白色トレイ	不燃物用指定袋	
	紙パック	紙紐かけ	
	段ボール		
	新聞紙のみ		
雑誌 他 (ダイレクトメール・新聞チラシなど)			
金属類・粗大ごみ	幅1.5m、高さ1.0m、 奥行き1m以下、10kg以下	不燃物用指定袋 (入らないものはそのまま)	毎月 第2・4 火曜日
	3リットル缶を超えるもの等	不燃物用指定袋か、針金等で束ねる	
乾電池	電池だけでまとめる	不燃物用指定袋	
空きカン	3リットル缶以下のもの	中身をとりのぞき、中を洗って 不燃物用指定袋	毎月 第1・3 木曜日
ビン類	無色ビン	色ごとに不燃物用指定袋 (栓を取り、中を軽く洗う)	毎月 第2・4 木曜日
	茶色ビン		
	その他色ビン		
埋立ごみ	陶磁器・化粧品びん・ コップ・蛍光管(灯)等	不燃物用指定袋 (電球や蛍光灯は別の袋に分ける)	

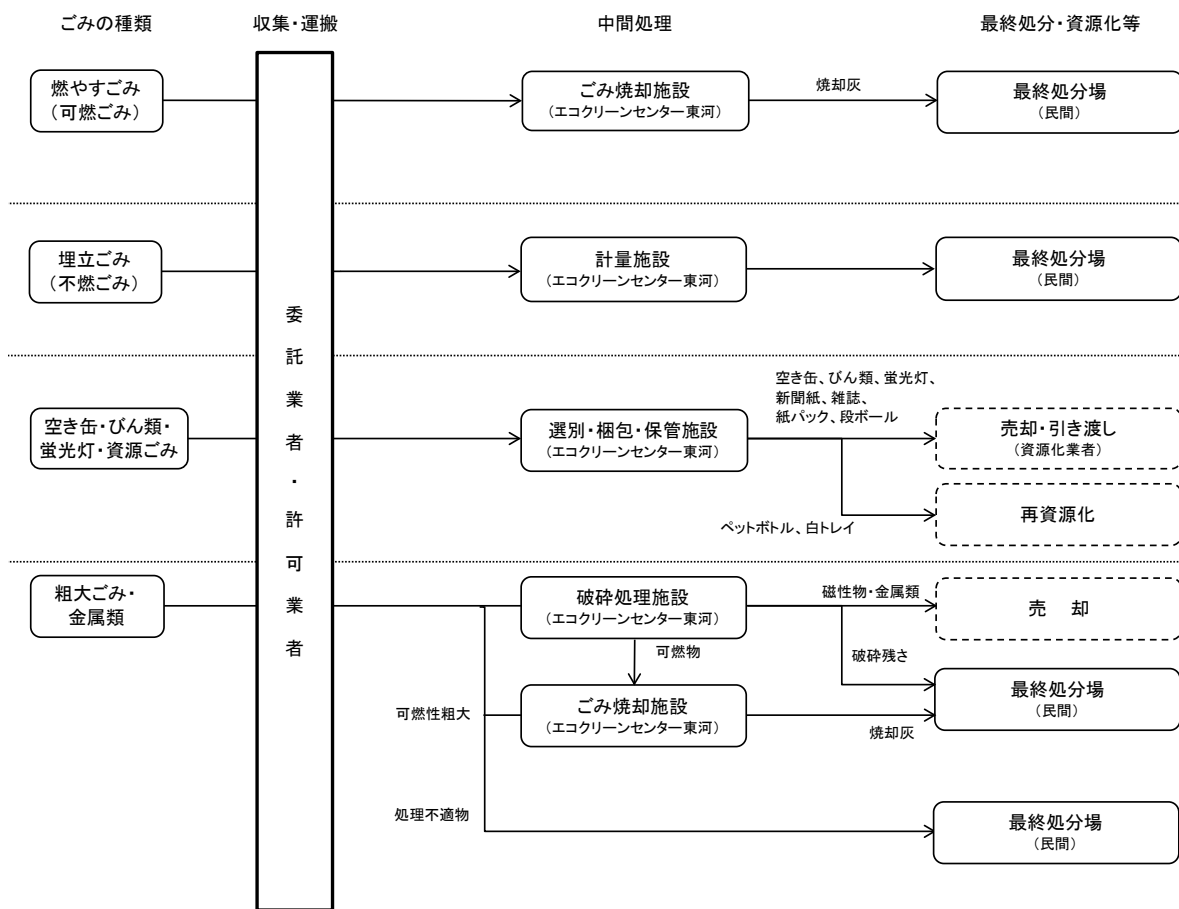
(令和5年10月1日時点)

1.2.2 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己処理責任の原則に基づき、事業者自らの責任と負担において処理することになっています。そのため、事業者自ら又は廃棄物収集運搬許可業者により収集・運搬が行われ、町の処理施設または民間業者の施設に搬入されています。

2. 処理フロー

排出されたごみは、図 3-2 に示すように処理・処分を行っています。



(令和 5 年 10 月 1 日現在)

図 3-2 ごみ処理フロー

3. ごみ処理体制

エコクリーンセンター東河に持ち込まれたごみは、表 3-3 に示すように処理されています。

表 3-3 ごみ処理体制

区分		処理方法
燃やすごみ		エコクリーンセンター東河で焼却を行い、焼却灰は最終処分場（民間）に委託し埋立処分されています。
粗大ごみ	金属類	エコクリーンセンター東河で破碎処理を行い、金属などを回収の後、最終処分場（民間）にて埋立処分されています。
	乾電池	収集または拠点回収された廃乾電池は、エコクリーンセンター東河に搬入され、その後、専門の事業者処理を委託しています。
埋立ごみ		エコクリーンセンター東河に搬入され、計量後、最終処分場（民間）にて埋立処分されています。
空きカン		エコクリーンセンター東河において選別した後、資源化業者等へ売却または引き渡しを行っています。
ビン類		エコクリーンセンター東河において選別した後、資源化業者等へ売却または引き渡しを行っています。
資源ごみ	新聞紙・雑誌	エコクリーンセンター東河に搬入され、事業者へ引き渡され資源化されています。
	紙パック・段ボール	
	ペットボトル・白色トレイ	

この他、町のごみ処理施設に持ち込まれない、住民の集団資源回収によって集められた資源物や事業系ごみの資源物は、直接民間の再生資源化業者等に搬入されて資源化されています。

4. 収集・運搬体制

本庁での収集・運搬体制を表 3-4 に示します。本町では、ごみの収集を生活系のごみと、事業系のごみに区分して収集を行っています。生活系ごみ（使用済小型家電を含む）の収集・運搬は、委託業者が行っています。一方、事業系ごみの収集・運搬は、許可業者が行っています。

表 3-4 収集・運搬体制

事業区分		管理主体	運営方法
収集・運搬	生活系ごみ	河津町	委託
	使用済小型家電	河津町	委託
	事業系ごみ	許可業者又は排出者	—

5. 中間施設の概要

本町の中間処理施設の概要を表 3-5 に示します。現在、収集・直接搬入された燃やすごみは、東伊豆町と共同で運営しているエコクリーンセンター東河で、その全量を焼却処理しています。エコクリーンセンター東河は、平成 15 年に完成した施設で、ダイオキシン類や重金属等の有害物質や、騒音、振動の発生を抑制し、環境に配慮した施設となっています。平成 29 年度には焼却炉の耐用年数が近づいたため、3 年間の改良工事を行い、施設の延命化を行いました。

今後も共同で運営している東伊豆町とともに、施設の維持・管理について将来を見据えた検討を重ねる必要があります。

エコクリーンセンター東河は、焼却施設だけでなく、「粗大ごみ」、「埋立ごみ（不燃ごみ）」の破碎・選別、「資源ごみ」の選別、圧縮、保管等を行う施設としての役割を担っています。

表 3-5 中間処理施設の概要

施設の名称	エコクリーンセンター東河		
所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3349-1		
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理・資源化施設	
処理対象	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ	資源ごみ
処理能力	30 t / 16 h × 2 炉	7t/日 (5h)	
処理方法	准連続燃焼式ストーカ炉 (准連: 16 h / 日)	破碎・選別	選別、圧縮、保管
竣工年度	平成 15 年 4 月		

6. 最終処分の概要

本町には、一般廃棄物の最終処分場がないため、民間に委託しています。令和5年12月末現在では、小野ウェイストパークにて埋立処分しています。

表3-6に、小野ウェイストパークの概要を示します。埋立の対象は、エコクリーンセンター東河より排出された焼却灰や中間処理された破碎不燃物、不燃ごみです。

埋立処分にあたっては、周辺地域の自然環境や景観に配慮し、放流水の水質検査を行うため、浸出液処理施設も整備しています。

表 3-6 最終処分場の概要

施設名		小野ウェイストパーク
所在地		福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2
許可の年月日		令和4年7月15日（変更許可）
埋立対象物		焼却灰、ばいじん、不燃物残渣
埋立方式		セル方式
埋立面積		63,907 m ²
埋立容量		1,101,180 m ³
浸出液処理	処理能力	230 m ³ /日
	処理方式	接触ばっ気法、生物学的脱窒法、凝集沈殿法、砂ろ過・活性炭吸着法、キレート樹脂吸着法

7. ごみ量の推移

7.1 総排出量

本町のごみ排出量の実績を表 3-7 及び図 3-3 に示します。

本町の集団回収を含めた総排出量は、平成 30 年度から令和元年度までは約 3,750t で推移していましたが、令和 2 年度以降は減少しています。種類別では、過去 5 年間で可燃ごみは減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは横ばい傾向を示しており、今後さらに、積極的な削減に向けた努力が求められています。

表 3-7 ごみ排出量の推移

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)	7,270	7,147	7,009	6,863	6,698
年間日数 (日)	365	365	366	365	365
排出量 (t/年)	3,663	3,735	3,543	3,495	3,257
可燃ごみ (t/年)	1,384	1,480	1,259	1,257	1,208
不燃ごみ (t/年)	46	58	63	42	39
粗大ごみ (t/年)	103	118	111	163	101
資源ごみ (t/年)	166	164	174	186	150
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29
総排出量 (t/年)	3,732	3,797	3,543	3,495	3,286
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	1,406	1,455	1,381	1,395	1,344

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。(各年 10 月 1 日時点)

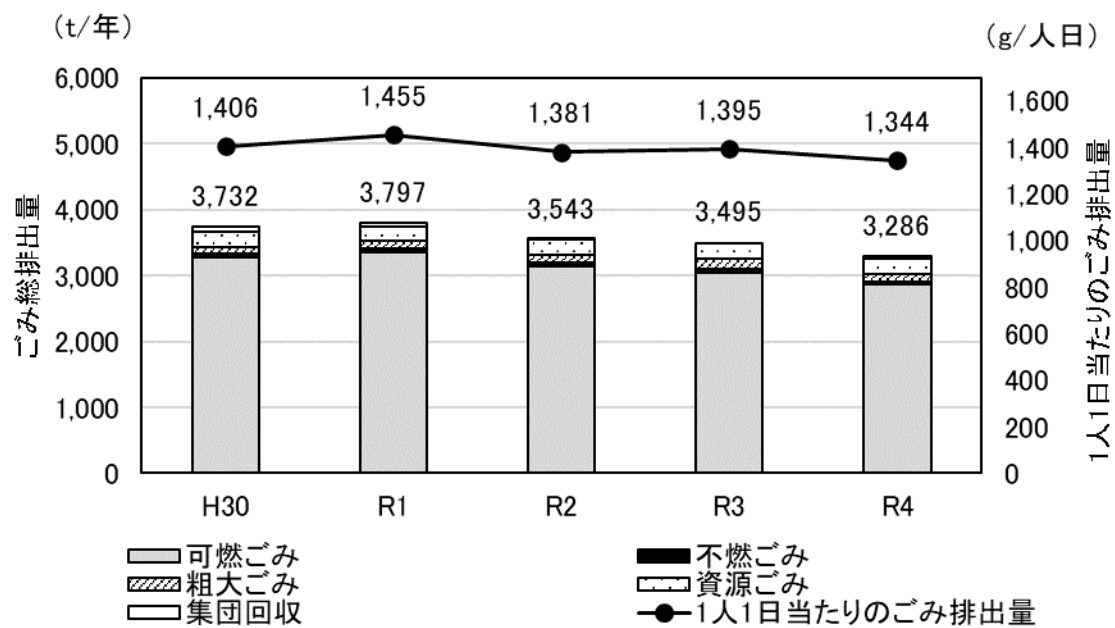


図 3-3 ごみ排出量の推移

令和 4 年度の区分別の排出割合を図 3-4 に示します。令和 4 年度の排出割合は、可燃ごみが 87.5%を占めており、次いで資源ごみが 7.4%、粗大ごみが 3.1%となっています。

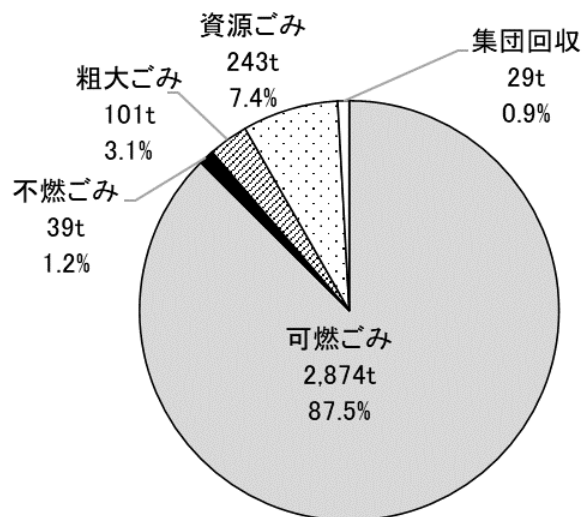


図 3-4 令和 4 年度の区分別の排出割合

7.2 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の実績を表3-8及び図3-5に示します。

令和3年度の本町の1人1日当たりのごみ排出量は1,395g/人日であり、平成30年度から減少傾向です。

他方で、平成30年度から令和3年度までの本町の1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均、静岡県平均より多い排出量となっています。

表3-8 1人1日当たりのごみ排出量の実績

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,406	1,455	1,381	1,395	1,344
全国平均 (g/人日)	919	918	901	890	—
静岡県平均 (g/人日)	886	885	858	843	—

※全国平均、静岡県平均は令和3年度データが最新となります。

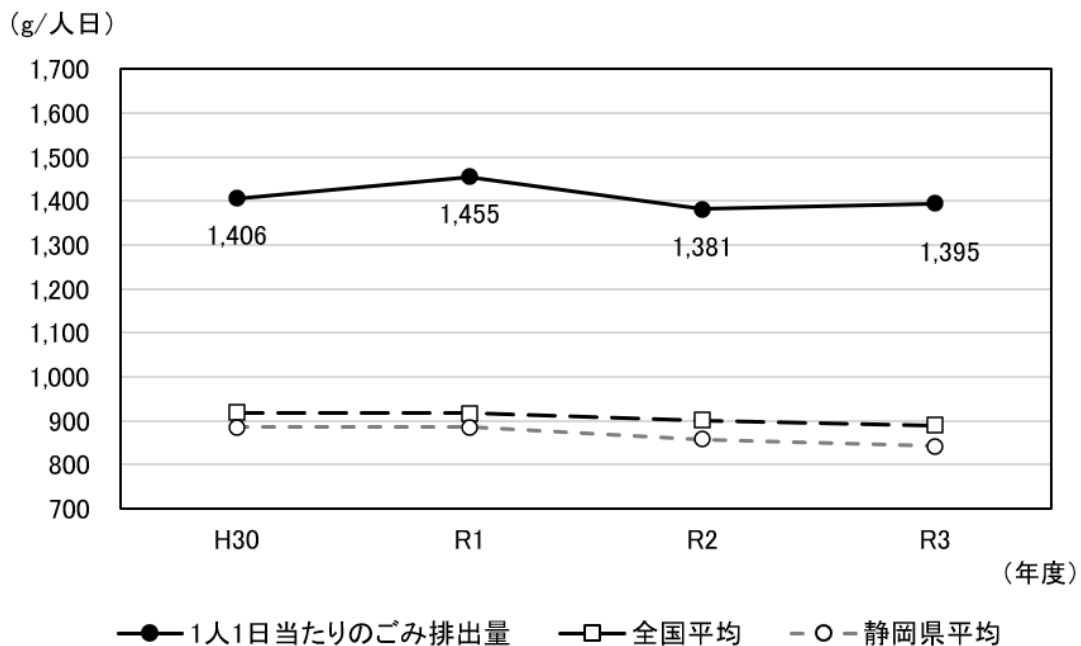


図3-5 1人1日当たりのごみ排出量の実績

7.3 生活系ごみと事業系ごみ

本町の生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績を図 3-6 に示します。

生活系ごみの排出量は、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加傾向であったものの、令和 2 年度以降は減少傾向でした。

一方、事業系ごみは令和元年度まで増加傾向でしたが、令和 2 年度に減少し、その後横ばいで推移したものの、令和 4 年度にさらに減少しました。これは、観光業が盛んな本町に置いて、コロナ禍に観光客が減少し、回復が遅れているためであると考えます。

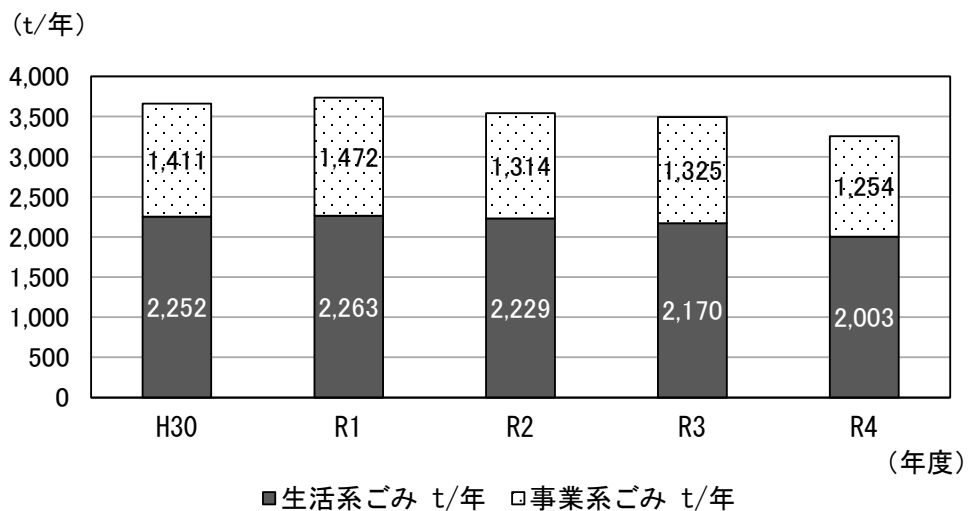


図 3-6 生活系・事業系ごみ排出量の実績

8. 処理・処分の実績

8.1 中間処理施設への搬入量・搬出量（可燃・不燃・粗大ごみ・資源ごみ処理）

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等は、エコクリーンセンター東河に搬入しています。施設への搬入量及び搬出物の実績を表 3-9 に示します。搬入量は平成 30 年度には 3,325t ですが、令和 4 年度には 3,014t となり減少しています。

一方、搬出物についても平成 30 年以降、減少傾向となっています。

表 3-9 エコクリーンセンター東河への搬入量・搬出物の実績

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4	
エコクリーンセンター搬入量 (t/年)	3,325	3,409	3,192	3,090	3,014	
可燃ごみ (t/年)	3,279	3,351	3,129	3,048	2,874	
不燃ごみ (t/年)	46	58	63	42	39	
粗大ごみ (t/年)	103	118	111	163	101	
資源ごみ (t/年)	235	208	240	242	243	
搬出物 (t/年)	1,070	1,663	597	591	569	
可燃ごみ（他市町へ搬出） (t/年)	691	826	0	0	0	
焼却灰 (t/年)	76	546(※)	251	250	253	
破砕アルミ (t/年)	1	1	1	1	1	
破砕鉄 (t/年)	17	20	21	20	16	
鉄スクラップ (t/年)	35	43	52	48	32	
非鉄スクラップ (t/年)	0	0	0	0	0	
普通家電 (t/年)	15	19	32	30	24	
可燃性	新聞 (t/年)	39	35	45	44	44
	雑誌 (t/年)	38	34	42	43	36
	段ボール (t/年)	50	41	49	46	53
	紙パック (t/年)	1	1	1	1	1
	ペットボトル (t/年)	6	6	8	8	9
	白色トレイ (t/年)	0	0	0	0	0
	古着類 (t/年)	4	3	3	4	4
ビン類	無色 (t/年)	32	31	31	31	31
	茶色 (t/年)	21	17	16	20	17
	その他 (t/年)	21	19	19	20	25
カン類	アルミ (t/年)	12	10	14	14	13
	スチール (t/年)	11	11	12	11	10

※焼却灰の平成 30 年（H30）と令和元年（R1）の数値について、H30 年に河津町分焼却灰を東伊豆町分として誤って搬出してしまったため、R1 年にて調整を行いました。

8.2 ごみの組成

エコクリーンセンター東河では、家庭・事業所から排出された燃やすごみの組成の調査を毎年4回実施しています。表3-10及び図3-7に示す調査結果によると、「紙・布類」、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「厨芥類」の順に多くなっています。今後、この紙・布類について分別の強化と、リサイクル等の適切な対応の検討が求められています。

表3-10 ごみ質調査結果

区分\年度		H30	R1	R2	R3	R4	平均	
物理組成	紙類・布類	48.8	43.0	50.5	39.9	47.5	45.9	
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	28.1	28.2	24.3	28.4	31.3	28.1	
	木・竹・ワラ類	9.1	11.5	9.3	10.3	8.4	9.7	
	厨芥類	7.4	9.6	10.6	13.9	9.8	10.3	
	不燃物類	4.5	4.2	2.6	4.0	2.1	3.5	
	その他	2.2	3.5	2.7	3.6	1.1	2.6	
三成分	水分	43.3	44.9	44.9	45.0	42.0	44.0	
	灰分	9.0	8.5	9.1	8.8	10.1	9.1	
	可燃分	47.7	46.7	46.0	46.3	48.6	47.1	
低位発熱量 (計算値)		kcal/kg	1,888	1,872	1,803	1,813	1,908	1,857

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

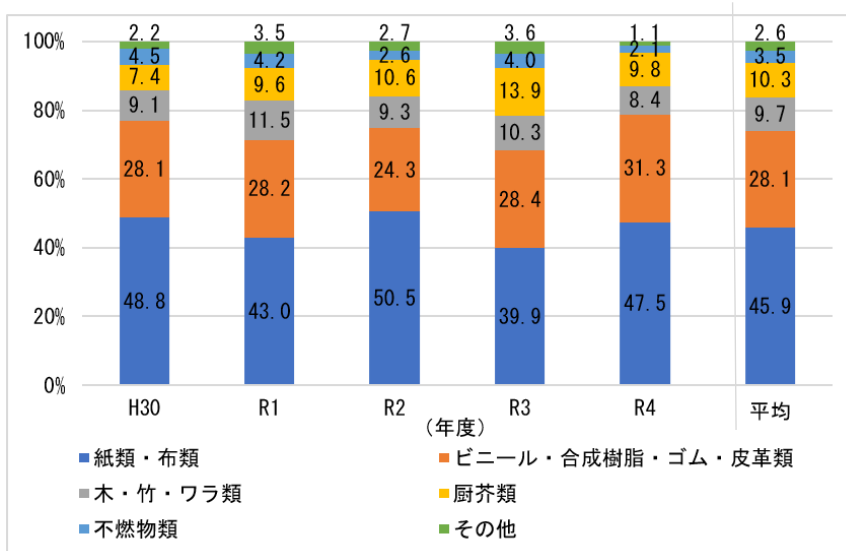


図3-7 ごみ質調査結果

8.3 資源化量とリサイクル率

資源化量とリサイクル率の実績を表 3-11 及び図 3-8 に示します。

リサイクル率は平成 30 年度に 10.0%となりましたが、令和元年度以降は横ばいで推移し、令和 4 年度に 10.5%に増加しました。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} / \text{ごみ総排出量 (集団回収量 + ごみ排出量)}$$

表 3-11 資源化量とリサイクル率の実績

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
資源化量 (t/年)	372	353	346	341	345
破砕残渣 (粗大ごみ) (t/年)	68	83	106	99	73
資源物 (t/年)	235	208	240	242	243
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29
リサイクル率 (%)	10.0	9.3	9.8	9.8	10.5

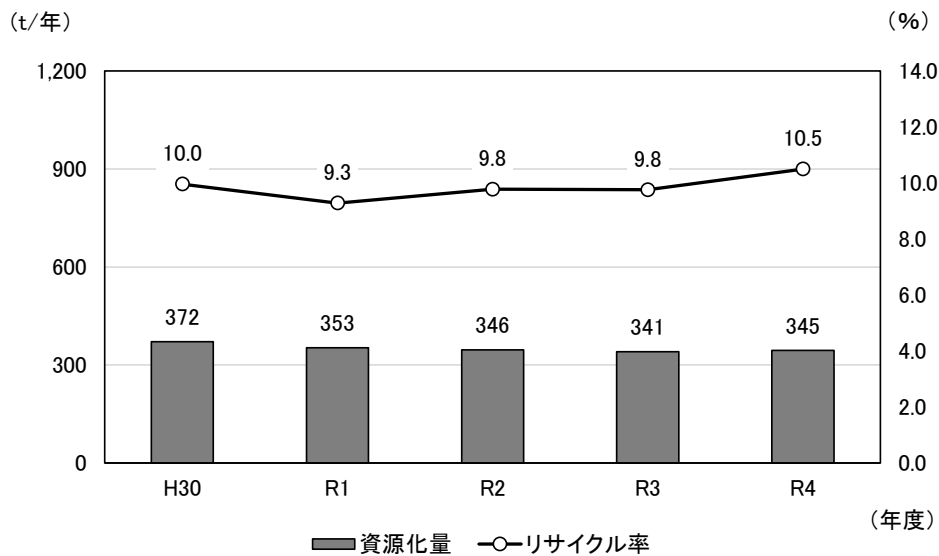


図 3-8 資源化量とリサイクル率の推移

8.4 最終処分

最終処分量の実績を表 3-12 に示します。最終処分量は令和 2 年度以降、減少しています。

表 3-12 最終処分量の実績

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
埋立量 (t/年)	140	707	473	447	435
焼却灰 (t/年)	76	546(※)	251	250	253
不燃物残渣 (t/年)	50	40	49	37	37
ばいじん (t/年)	14	121	173	160	145

※焼却灰の平成 30 年（H30）と令和元年（R1）の数値について、H30 年に河津町分焼却灰を東伊豆町分として誤って搬出してしまったため、R1 年にて調整を行いました。

9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較（令和3年度）を表3-13及び図3-9に示します。

類似市町村の平均値と比較すると、本町では、「最終処分減量に要する費用」は抑えられており、民間最終処分場への処分委託が寄与していると考えられます。

その一方で「人口1人1日当たり総排出量」、「人口1人当たり年間処理経費」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は多く、「廃棄物からの資源回収率」は低く、改善が必要となっています。

表 3-13 類似市町村との比較（令和3年度）

	河津町	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量	g/人日	936
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	%	16.0
廃棄物のうち最終処分される割合	%	10.0
人口1人当たり年間処理経費	円	18,476
最終処分減量に要する費用	円	60,780

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実態調査結果）

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。

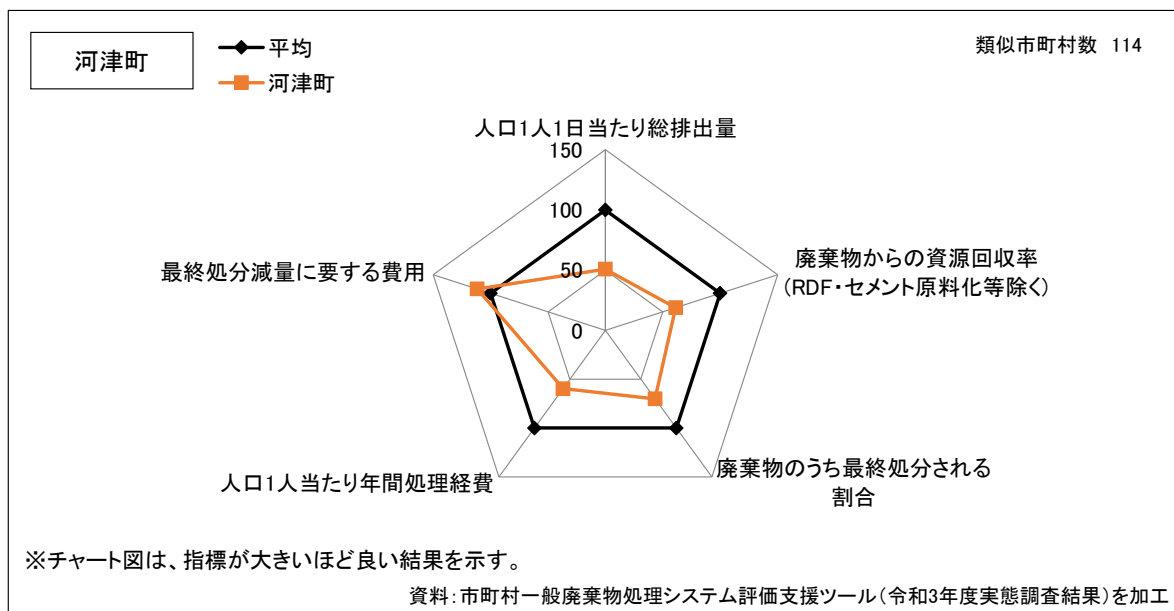


図 3-9 類似市町村との比較（令和3年度）

10. 広報・啓発活動の現状

本町におけるごみの減量化・資源化に関する広報・啓発活動を表 3-14 に示します。本町は、住民によるごみ減量とリサイクル活動への支援を行っており、住民団体による資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度や、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業を行っています。

ごみに対する住民の意識高揚や分別の徹底を図るため、「ごみの分け方・出し方」及び「ごみの出し方便利帳」等を作成しており、町内の全戸に配布を行っています。

また、本町では「きれいな町づくり条例」を定めています。「町内の健康で文化的な生活の確保」を目指して、環境保全に関する理念を定め、町民、事業者、行政の責務を明らかにしています。

表 3-14 ごみの減量化・資源化のPR

項目	事業・活動
ごみの減量・リサイクル活動の支援	資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度
	生ごみ堆肥化促進事業補助金交付
町民意識の啓発	河津町ごみの出し方
	マイバック運動
	町内一斉清掃
	清掃ボランティア
	環境美化推進員
施策の展開	河津町きれいな町づくり条例

11. 前計画目標値の達成状況

前計画でのごみ排出量やリサイクル率の令和 6 年度の目標値と、これらの令和 4 年度における実績値を表 3-15 に示します。令和 6 年度の目標値と令和 4 年度の実績値を比較したところ、「事業系ごみ排出量」については、目標値を達成しており、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量」、「リサイクル率」については、未達成となっています。

表 3-15 前計画目標値と実績値（令和 4 年度）との比較

	実績	前計画目標年度
	令和 4 年度	平成 35 年度 (令和 6 年度)
人口	6,698 人	8,310 人 (推計値)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,344 g	1,120 g
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	819 g	658 g
事業系ごみ排出量	1,254 t /年	1,307 t /年
リサイクル率	10.5%	14.2%

凡例（実績）：

達成

未達成

12. ごみ処理技術の動向

12.1 収集・運搬に関する要素技術

12.1.1 収集に関する要素技術

収集に関する要素技術や事例は表 3-16 に示します。

表 3-16 収集に関する要素技術・事例

項目	特徴
ステーション方式	一定の箇所をごみステーションとして位置づけ、指定日に住民が直接ごみを持ち込み、一括して回収する方式。
戸別収集方式	ごみ収集車が戸別に訪問し、回収する方式。

12.1.2 運搬に関する要素技術

運搬に関する要素技術や事例は表 3-17 に示します。

表 3-17 運搬に関する要素技術・事例

項目	特徴
トラック輸送方式	主として 2 トンパッカー車や 4 トンパッカー車で輸送する方式。

12.2 中間処理に関する要素技術

中間処理に関する要素技術や事例を表 3-18 に示します。

表 3-18 中間処理に関する要素技術・事例

項目	特徴
焼却施設	ごみを高温で酸化させ、衛生的に処理するとともに容積を減じる施設。主として、ストーカ炉や流動床炉、キルン炉がある。焼却残渣をさらに高温で熔融する熔融炉を併設する場合もある。
ガス化熔融施設	ごみをコークスなどと混合させ、高温でガス化・熔融させる施設（シャフト炉）。また、流動床炉やキルン炉でごみをガス化させ熔融させる施設もある。
炭化施設	ごみをキルン炉や流動床炉などにより還元雰囲気中で炭化させ、燃料等を製造する施設。
木材チップ化施設	剪定枝などを回転式破砕機等で破砕して、燃料用チップやウッドチップ等を製造する施設。
固形燃料化施設	ごみの水分を除去し、押出機等で一定の大きさの燃料ペレットを製造する施設。可燃ごみを対象とする R D F（Refuse Derived Fuel）と廃プラスチックや紙ごみを対象とする R P F（Refuse Paper & Plastic Fuel）がある。
バイオディーゼル燃料化施設	廃食用油にメタノールと触媒を加え反応させ、グリセリンなどを除去するなどにより液体燃料を製造する施設。
堆肥化施設	生ごみなどの有機物を好気条件で発酵させ、堆肥を製造する施設。
メタン発酵施設	ごみ中の有機性廃棄物（厨芥類、紙類、草木類など）をメタン発酵させることにより、メタンを主成分とするバイオガス（可燃性ガス）を回収する施設。ごみを液状にして発酵させる方式が主流であるが、ごみを固形のまま発酵させる方式もある。
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、びん・缶・ペットボトル等の資源を破砕、選別、圧縮、保管等の処理を行う施設。
リユース・リペア施設	粗大ごみ処理施設、資源化等を行うマテリアルリサイクル推進施設とは別に、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売又は譲渡する機能を有する施設。
中継施設	ステーション等から収集したごみを直接中間処理施設に運搬するのではなく、途中に設けられた施設でいったん多量に集め圧縮等をして、効率よく中間処理施設に運搬するための施設。

12.3 最終処分に関する要素技術

最終処分に関する要素技術や事例を表 3-19 に示します。

表 3-19 最終処分に関する要素技術・事例

項目	特徴
オープン型処分場	処分場を覆う屋根などがなく、自然の降雨によって埋立廃棄物の安定化を図る方式。
クローズド型処分場	屋根などで処分場を覆い、浸出水発生量の抑制、廃棄物の飛散防止、景観の向上などを図る方式。

13. 課題

13.1 排出抑制

本町の総排出量は、平成30年度から令和元年度までは増加していましたが、令和2年度以降は減少しています。同様に1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度から令和元年度にかけて増加していますが、令和2年度以降減少しています。

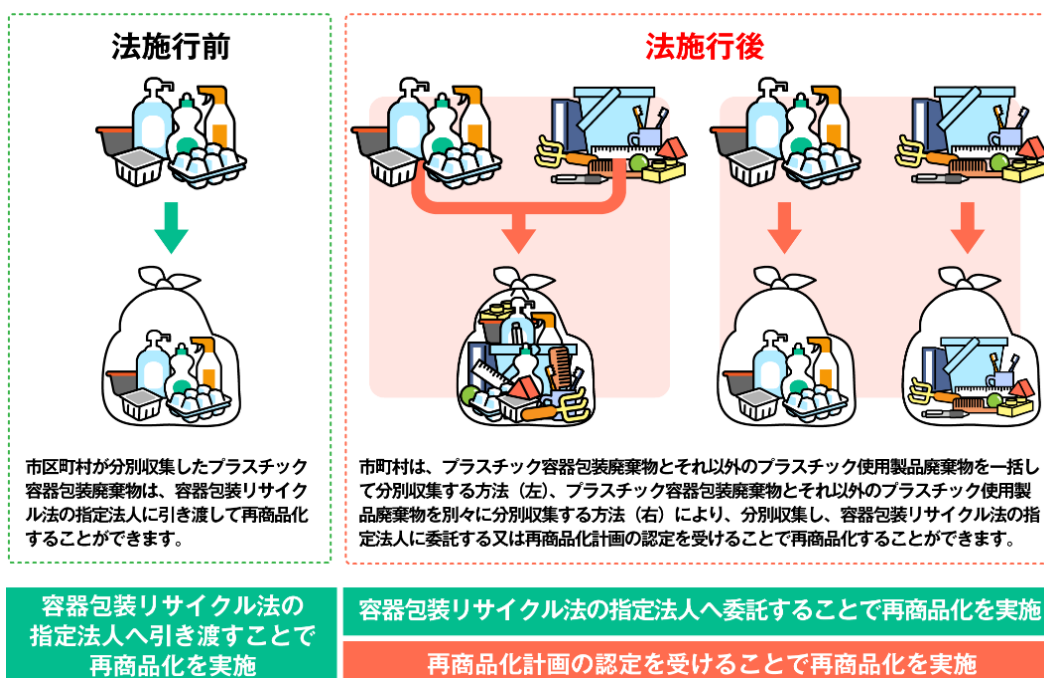
観光地である本町では、観光客が排出するごみも多く発生します。このため、令和2年度以降の減少は、新型コロナウイルスの拡大に伴う観光客の減少に起因し、ごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。

今後は観光客の回復に合わせて、ごみが増加することが考えられます。観光客へ向けた持ち込みごみの削減や持ち帰りの呼びかけを行っていく必要があります。

13.2 収集・運搬

「プラスチック資源循環促進法」が令和4(2022)年4月1日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように町民に周知するよう努めなければならないことになりました。

この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、エコクリーンセンター東河や東伊豆町とともに検討することが必要となっています。



資料：プラスチック資源循環法施行後のプラスチックごみ分別のイメージ（環境省）

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表3-20に示すように、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本町から排出されるプラスチック類は、可燃ごみとして焼却していることから類型はⅠとなり、類型Ⅱ、さらには類型Ⅲへの段階的な取組が求められています。

表 3-20 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
④小型家電			
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

資料：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）

13.3 最終処分

最終処分量は、令和 2 年度以降減少しましたが、貴重な最終処分場を使用していくため、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

13.4 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた比較結果では、本町の「人口 1 人当たり年間処理経費」は、類似市町村の平均値より高くなっています。処理コスト低減のため、引き続き、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

13.5 社会経済情勢の変化への対応

13.5.1 プラスチックごみ削減

現在、本町から排出されるプラスチック類（白トレイを除く）は、可燃ごみとして焼却している状況です。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取組を強化していく必要があります。

13.5.2 使用済紙おむつごみへの対応

超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後とも増加していくことが予想されます。他の市町の事例を踏まえ、リサイクル事業の実現可能性を検討していく必要があります。

13.5.3 食品ロス削減

平成 27 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの 1 つとして、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必要があります。

13.5.4 リチウム電池の分別排出・適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年 8 月 1 日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和 3 年 4 月 7 日）」の通知を行いました。本町においても火災事故を未然に防ぐために、町民や事業者に対し分別排出の周知を行っていく必要があります。

第4章 ごみ発生量及び処理量の予測

1. 将来推計の方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法（トレンド法）を用いました。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5年先、10年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。

なお、推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

推計式の種類		特徴
①一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$ ($a>0$ 、 $0<b<1$)	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$ ($a>0$ 、 $b<0$)	実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④対数曲線	$y=a+b \cdot \log x$ ($x>0$)	徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）（1987年8月）」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線べき乗曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき乗曲線の3つとされています。一方、3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討しました。なお、べき乗曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いました。

2. 人口の将来予測

本町の将来人口は、令和4年3月に策定した「第2期河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より、令和7年度に6,071人、令和12年度に5,512人とします。その間の年度については直線補間により設定します。令和13年度以降については、令和7年度～令和12年度の傾向が継続するものとします。

将来人口の予測結果を表4-2に示します。

表 4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口（人）
実績	H30	7,270
	R1	7,147
	R2	7,009
	R3	6,863
	R4	6,698
予測	R5	6,489
	R6	6,280
	R7	6,071
	R8	5,959
	R9	5,847
	R10	5,736
	R11	5,624
	R12	5,512
	R13	5,425
	R14	5,337
	R15	5,250

3. ごみ発生量の予測

3.1 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処理処分量等の見通し

現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処理処分量、リサイクル率の見通しを下記に示します。

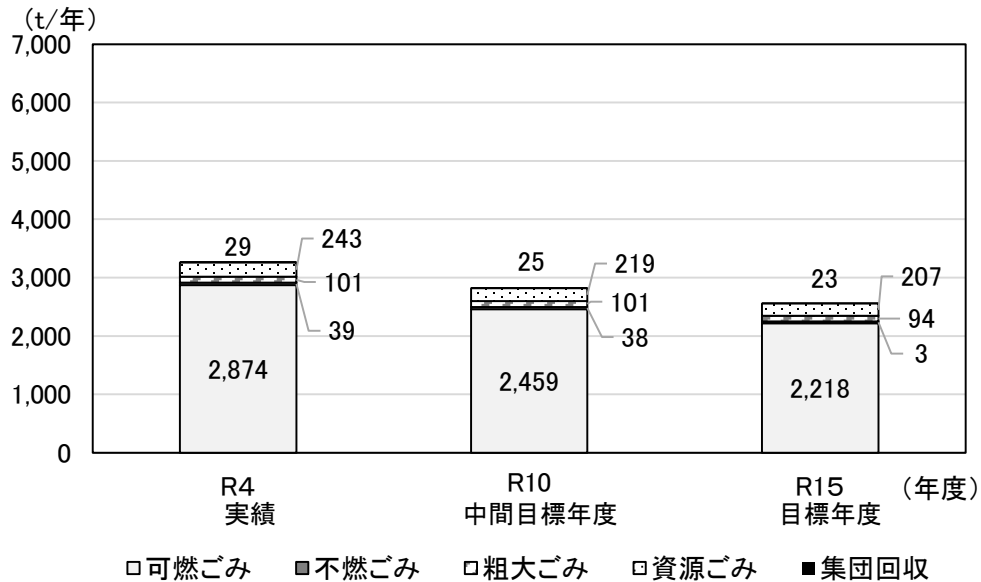


図 4-1 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

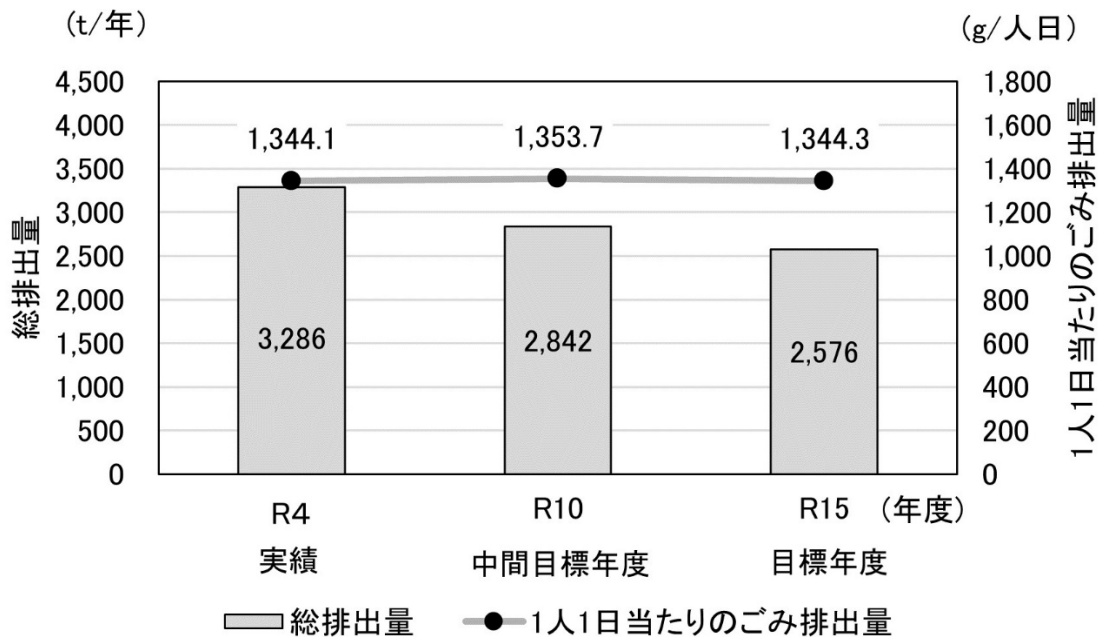


図 4-2 現状の施策を継続した場合の1人1日当たりのごみ排出量の推移

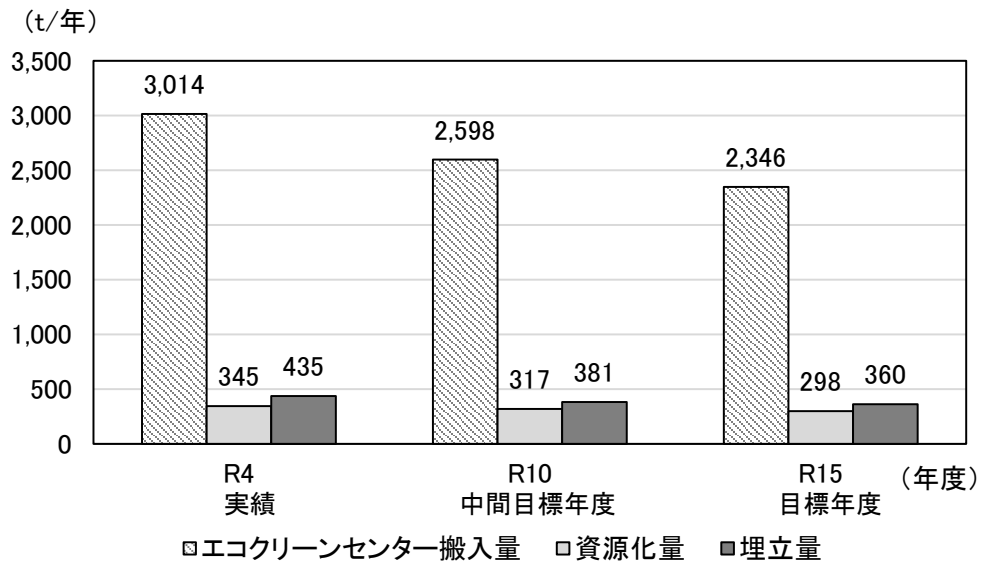


図 4-3 現状の施策を継続した場合の施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

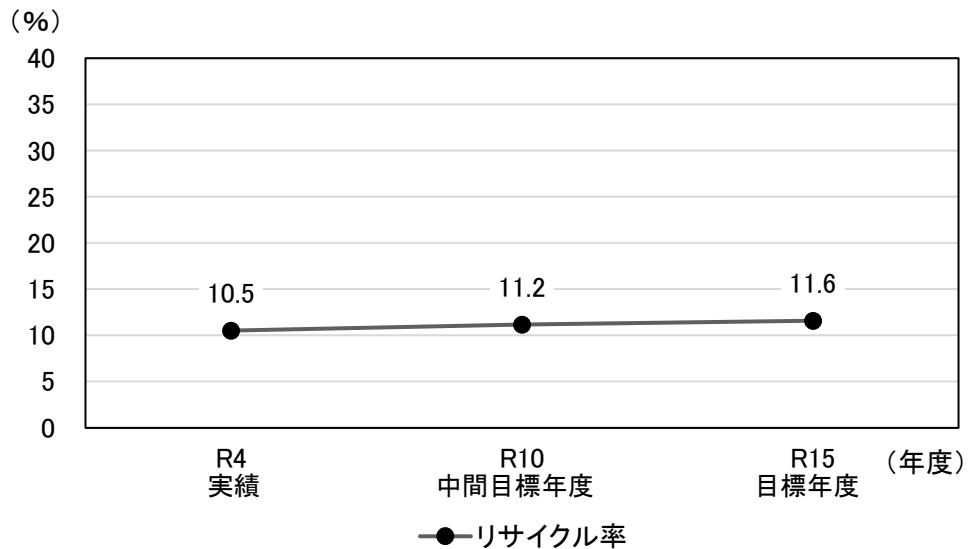


図 4-4 現状の施策を継続した場合のリサイクル率の推移

表 4-3 現状の施策を継続した場合のごみ排出量

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
行政区域内人口 (人)	7,270	7,147	7,009	6,863	6,698	6,489	6,280	6,071	5,959	5,847	5,736	5,624	5,512	5,425	5,337	5,250	(1)	河津町人口ビジョン
年間日数 (日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量(除、集団回収) (t/年)	3,663	3,735	3,543	3,495	3,257	3,208	3,111	2,989	2,929	2,868	2,817	2,749	2,688	2,645	2,604	2,553	(3)	(4) + (19)
生活系ごみ (t/年)	2,252	2,263	2,229	2,170	2,003	1,991	1,927	1,854	1,817	1,781	1,750	1,708	1,671	1,645	1,620	1,589	(4)	(5) + (8) + (12) + (14)
可燃ごみ (t/年)	1,982	1,994	1,928	1,848	1,726	1,713	1,655	1,589	1,554	1,521	1,492	1,455	1,422	1,397	1,375	1,347	(5)	(32) × (1) × (2)
不燃ごみ (t/年)	33	41	46	30	28	32	31	29	29	28	28	27	26	26	25	25	(8)	(33) × (1) × (2)
粗大ごみ (t/年)	67	78	79	117	75	77	75	74	73	73	72	71	70	70	69	68	(12)	(34) × (1) × (2)
資源ごみ (t/年)	170	150	176	175	174	169	166	162	161	159	158	155	153	152	151	149	(14)	(35) × (1) × (2)
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	23	23	(16)	(36) × (1) × (2)
事業系ごみ (t/年)	1,411	1,472	1,314	1,325	1,254	1,217	1,184	1,135	1,112	1,087	1,067	1,041	1,017	1,000	984	964	(19)	(20) + (24) + (28) + (14)
総排出量 (t/年)	3,732	3,797	3,543	3,495	3,286	3,236	3,139	3,016	2,955	2,894	2,842	2,774	2,712	2,669	2,627	2,576	(30)	(3) + (16)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,406	1,455	1,381	1,395	1,344	1,366.3	1,365.7	1,361.1	1,358.6	1,356.0	1,353.7	1,351.4	1,348.0	1,347.9	1,344.9	1,344.3	(31)	(30) / (1) / (2)
可燃ごみ (g/人日)	1,236	1,285	1,220	1,217	1,176	1,193.9	1,188.0	1,183.0	1,178.6	1,174.7	1,171.1	1,167.9	1,164.9	1,162.2	1,159.7	1,157.2	(32)	(39) + (50)
不燃ごみ (g/人日)	17	22	25	17	16	18.7	18.6	18.4	18.3	18.3	18.1	18.1	18.0	18.0	17.9	17.8	(33)	(44) + (52)
粗大ごみ (g/人日)	39	45	43	65	41	42.9	46.6	47.0	47.4	47.8	48.0	48.3	48.6	48.8	48.9	49.2	(34)	(45) + (53)
資源ごみ (g/人日)	89	80	94	97	99	98.5	99.9	101.1	102.2	103.2	104.1	105.0	105.7	106.4	107.1	107.8	(35)	(46) + (54)
集団回収 (g/人日)	26	24	0	0	12	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	(36)	べき乗曲線
(資源・集団回収を除く) (g/人日)	1,292	1,352	1,288	1,299	1,233	1,255.5	1,253.2	1,248.4	1,244.3	1,240.8	1,237.2	1,234.3	1,231.5	1,229.0	1,226.5	1,224.2	(37)	(32) + (33) + (34)
(生活系ごみ) (g/人日)	848.7	867.5	868.9	866.3	819.3	840.2	838.2	836.7	835.4	834.3	833.1	832.2	831.2	830.4	829.7	829.0	(38)	
可燃ごみ (g/人日)	746.9	764.4	751.6	737.7	706.0	723.2	719.9	717.1	714.7	712.5	710.5	708.7	707.0	705.5	704.1	702.7	(39)	べき乗曲線
不燃ごみ (g/人日)	12.4	15.7	17.9	12.0	11.5	13.5	13.4	13.3	13.2	13.2	13.1	13.1	13.0	13.0	13.0	12.9	(44)	対数曲線
粗大ごみ (g/人日)	25.2	29.9	30.8	46.7	30.7	32.3	32.8	33.3	33.7	34.1	34.4	34.7	35.0	35.2	35.4	35.7	(45)	対数曲線
資源ごみ (g/人日)	64.1	57.5	68.6	69.9	71.2	71.2	72.1	73.0	73.8	74.5	75.1	75.7	76.2	76.7	77.2	77.7	(46)	べき乗曲線
(事業系ごみ) (g/人日)	531.7	564.3	512.2	528.9	512.9	513.8	514.9	512.8	511.1	509.7	508.2	507.1	506.0	505.0	503.9	503.0	(49)	
可燃ごみ (g/人日)	488.8	520.2	468.2	479.0	469.6	470.7	468.1	465.9	463.9	462.2	460.6	459.2	457.9	456.7	455.6	454.5	(50)	べき乗曲線
不燃ごみ (g/人日)	4.9	6.5	6.6	4.8	4.5	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	(52)	対数曲線	
粗大ごみ (g/人日)	13.6	15.3	12.5	18.4	10.6	10.6	13.8	13.7	13.7	13.7	13.6	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5	(53)	対数曲線
資源ごみ (g/人日)	24.5	22.2	24.9	26.7	28.2	27.3	27.8	28.1	28.4	28.7	29.0	29.3	29.5	29.7	30.1	(54)	べき乗曲線	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-4 現状の施策を継続した場合の処理処分量

区分\年度	実績					予測										No	予測の算出式等	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15
エコクリーンセンター搬入量 (t/年)	3,325	3,409	3,192	3,090	3,014	2,974	2,881	2,765	2,706	2,648	2,598	2,534	2,476	2,434	2,395	2,346	(55)	(56) ~ (57) の合計
可燃ごみ (t/年)	3,279	3,351	3,129	3,048	2,874	2,828	2,731	2,621	2,563	2,507	2,459	2,398	2,343	2,301	2,265	2,218	(56)	(5) + (19)
不燃ごみ (t/年)	46	58	63	42	39	44	43	40	40	39	38	37	36	36	35	34	(57)	(8) + (24)
粗大ごみ (t/年)	103	118	111	163	101	102	107	104	103	102	101	99	97	97	95	94	(58)	(12) + (28)
資源ごみ (t/年)	235	208	240	242	243	234	230	224	223	220	219	215	212	211	209	207	(59)	(14) + (29)
搬出物 (t/年)	1,070	1,663	597	591	569	557	547	531	523	515	509	499	487	483	479	469	(60)	(61) ~ (79) の合計
可燃ごみ(他市町へ搬出) (t/年)	691	826	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(61)	想定しない
焼却灰 (t/年)	76	546	251	250	253	249	240	231	226	221	216	211	206	202	199	195	(62)	(56) × R4の割合 8.80%
破碎アルミ (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(63)	(58) × R1の割合 0.99%
破碎鉄 (t/年)	17	20	21	20	16	16	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	(64)	(58) × R0の割合 15.84%
鉄スクラップ (t/年)	35	43	52	48	32	32	34	33	33	32	32	31	31	31	30	30	(65)	(58) × R1の割合 31.68%
非鉄スクラップ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(66)	(58) × R2の割合 0.00%
普通家電 (t/年)	15	19	32	30	24	24	25	25	24	24	24	24	23	23	23	22	(67)	(58) × R3の割合 23.76%
新聞 (t/年)	39	35	45	44	44	42	42	41	40	40	40	39	38	38	38	37	(68)	(55) × R4の割合 18.11%
雑誌 (t/年)	38	34	42	43	36	35	34	33	33	33	32	32	31	31	31	31	(69)	(55) × R4の割合 14.81%
段ボール (t/年)	50	41	49	46	53	51	50	49	49	48	48	47	46	46	46	45	(70)	(55) × R4の割合 21.81%
紙バック (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(71)	(55) × R4の割合 0.41%
ペットボトル (t/年)	6	6	8	8	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	(72)	(55) × R4の割合 3.70%
白色トレイ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(73)	(55) × R4の割合 0.00%
古着類 (t/年)	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	(74)	(55) × R4の割合 1.65%
びん類 無色 (t/年)	32	31	31	31	31	30	29	29	28	28	28	27	27	27	27	26	(75)	(55) × R4の割合 12.76%
茶色 (t/年)	21	17	16	20	17	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	14	(76)	(55) × R4の割合 7.00%
その他 (t/年)	21	19	19	20	25	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	21	(77)	(55) × R4の割合 10.29%
缶類 アルミ (t/年)	12	10	14	14	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	(78)	(55) × R4の割合 5.35%
スチール (t/年)	11	11	12	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	(79)	(55) × R4の割合 4.12%
資源化量 (t/年)	372	353	346	341	345	335	335	326	323	319	317	312	306	305	301	298	(80)	(82) + (83)
破碎残渣(粗大ごみ) (t/年)	68	83	106	99	73	73	77	75	74	73	73	72	70	70	69	68	(81)	(63) ~ (67) の合計
資源物 (t/年)	235	208	240	242	243	234	230	224	223	220	219	215	212	211	209	207	(82)	(68) ~ (79) の合計
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	23	23	(83)	(16) と同値
リサイクル率 (%)	10.0	9.3	9.8	9.8	10.5	10.4	10.7	10.8	10.9	11.0	11.2	11.2	11.3	11.4	11.5	11.6	(84)	(80) / (30)
埋立量 (t/年)	140	707	473	447	435	414	405	396	391	386	381	376	371	367	364	360	(85)	(86) ~ #REF! の合計
焼却灰 (t/年)	76	546	251	250	253	249	240	231	226	221	216	211	206	202	199	195	(86)	(82) と同値
不燃物残渣 (t/年)	50	40	49	37	37	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	(87)	過去5か年の平均
ばいじん (t/年)	14	121	173	160	145	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	(88)	過去5か年の平均

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

4. 施策を強化した場合のごみ排出量、処理処分量等の見通し

現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処理処分量、リサイクル率の見通しを示します。

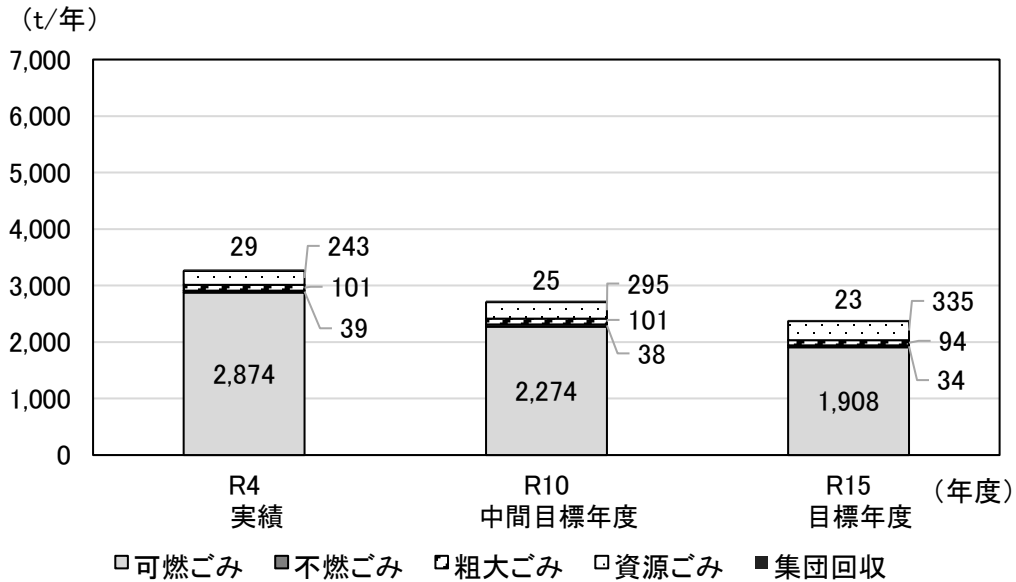


図 4-5 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

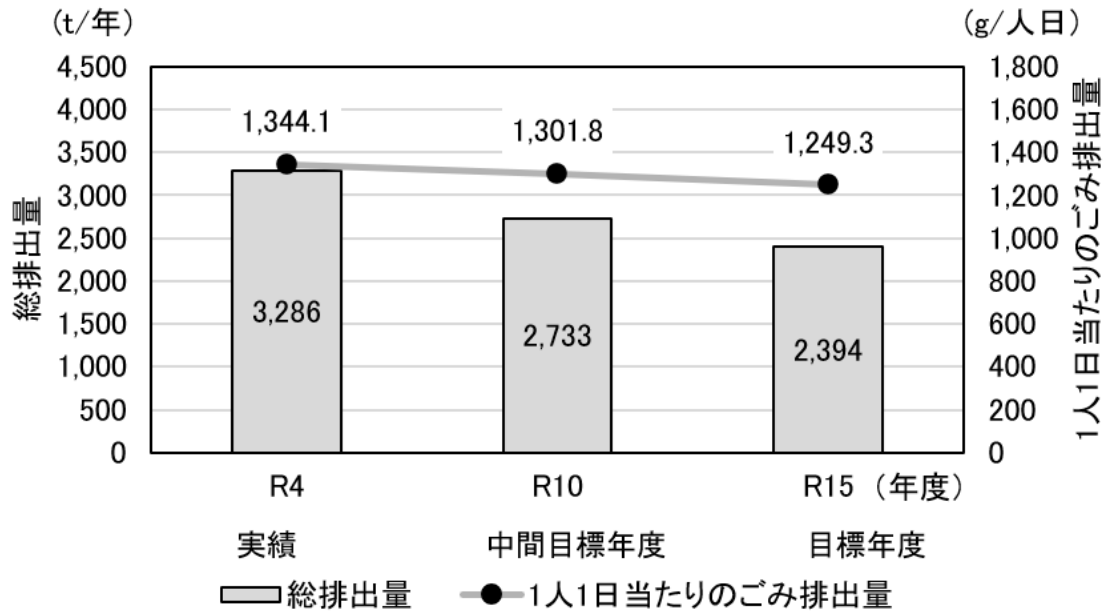


図 4-6 施策を強化した場合の1人1日当たりのごみ排出量の推移

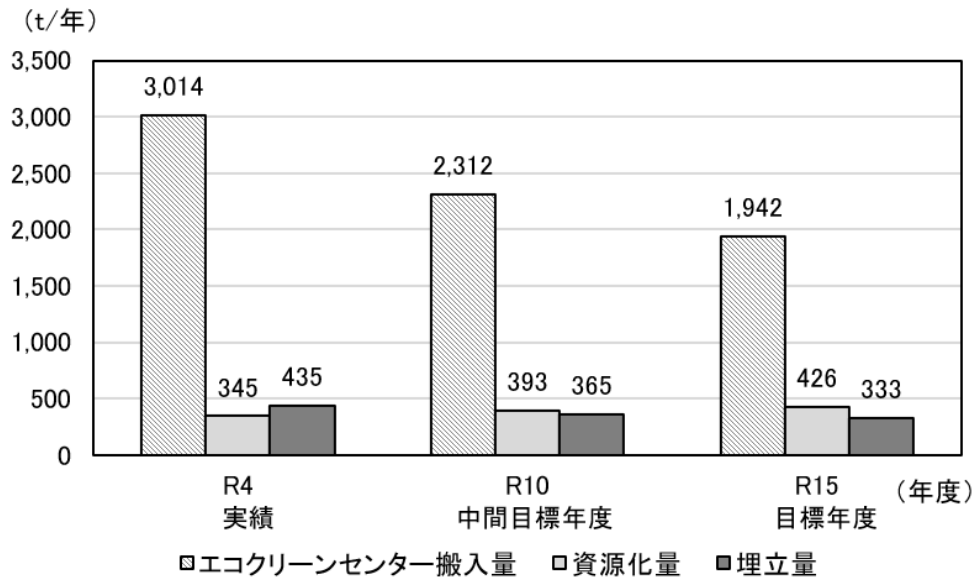


図 4-7 施策を強化した場合の搬入量、資源化量、埋立量の推移

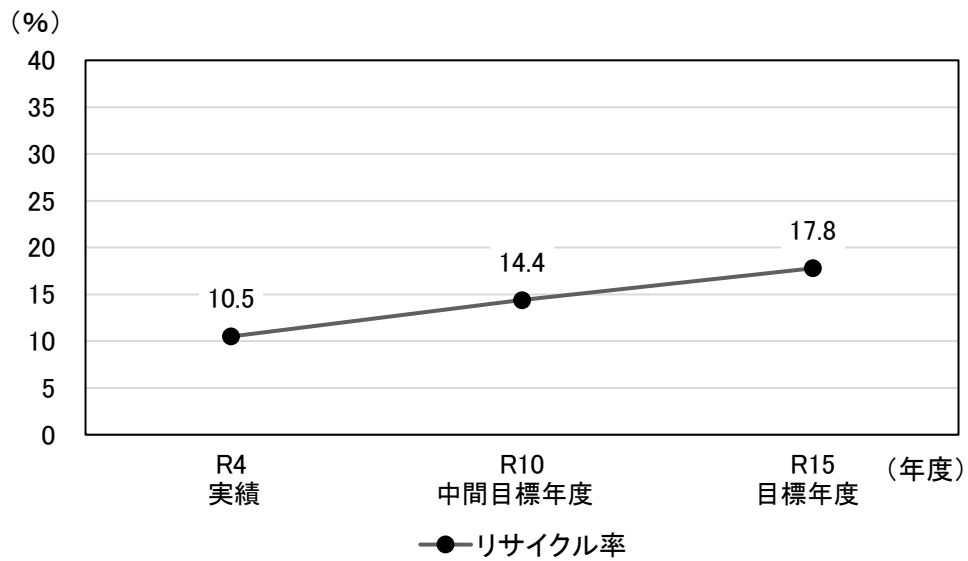


図 4-8 施策を強化した場合のリサイクル率の推移

表 4-5 施策を強化した場合のごみ排出量

区分\年度	実績					予測										No	予測の算出式等	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15
行政区域内人口 (人)	7,270	7,147	7,009	6,863	6,698	6,489	6,280	6,071	5,959	5,847	5,736	5,624	5,512	5,425	5,337	5,250	(1)	河津町人口ビジョン
年間日数 (日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量(除、集団回収) (t/年)	3,663	3,735	3,543	3,495	3,257	3,195	3,072	2,932	2,855	2,777	2,708	2,626	2,551	2,493	2,437	2,371	(3)	(4) + (19)
生活系ごみ (t/年)	2,252	2,263	2,229	2,170	2,003	1,979	1,904	1,820	1,774	1,727	1,686	1,636	1,591	1,556	1,522	1,482	(4)	(5) + (8) + (12) + (14)
可燃ごみ (t/年)	1,982	1,994	1,928	1,848	1,726	1,687	1,604	1,515	1,458	1,402	1,352	1,295	1,244	1,199	1,158	1,112	(5)	(32) × (1) × (2)
不燃ごみ (t/年)	33	41	46	30	28	32	31	29	29	28	28	27	26	26	25	25	(8)	(33) × (1) × (2)
粗大ごみ (t/年)	67	78	79	117	75	77	75	74	73	73	72	71	70	70	69	68	(12)	(34) × (1) × (2)
資源ごみ (t/年)	170	150	176	175	174	183	194	202	214	224	234	243	251	261	270	277	(14)	(35) × (1) × (2)
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	23	23	(16)	(36) × (1) × (2)
事業系ごみ (t/年)	1,411	1,472	1,314	1,325	1,254	1,216	1,168	1,112	1,081	1,050	1,022	990	960	937	915	889	(19)	(20) + (24) + (28) + (14)
可燃ごみ (t/年)	1,297	1,357	1,201	1,200	1,148	1,106	1,060	1,009	978	949	922	892	864	841	821	796	(20)	(58) × (1) × (2)
不燃ごみ (t/年)	13	17	17	12	11	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	(24)	(55) × (1) × (2)
粗大ごみ (t/年)	36	40	32	46	26	33	32	30	30	29	29	28	27	27	26	26	(28)	(56) × (1) × (2)
資源ごみ (t/年)	65	58	64	67	69	65	64	62	62	61	61	60	59	59	58	58	(29)	(69) × (1) × (2)
総排出量 (t/年)	3,732	3,797	3,543	3,495	3,286	3,223	3,100	2,959	2,881	2,803	2,733	2,651	2,575	2,517	2,460	2,394	(30)	(3) + (16)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,406	1,455	1,381	1,395	1,344	1,360.8	1,348.7	1,335.3	1,324.6	1,313.4	1,301.8	1,291.4	1,279.9	1,271.1	1,259.4	1,249.3	(31)	(30) / (1) / (2)
(生活系ごみ) (g/人日)	848.7	867.5	868.9	866.3	819.3	835.2	828.2	821.7	815.4	809.2	803.0	797.1	791.1	785.3	779.6	773.9	(38)	
可燃ごみ(現行まま) (g/人日)	746.9	764.4	751.6	737.7	706.0	723.2	719.9	717.1	714.7	712.5	710.5	708.7	707.0	705.5	704.1	702.7	(38)	べき乗曲線
可燃ごみ(施策効果) (g/人日)	746.9	764.4	751.6	737.7	706.0	712.1	697.7	683.8	670.3	657.0	643.9	631.0	618.1	605.5	593.0	580.5	(39)	べき乗曲線
紙類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	3.2	6.5	9.7	12.9	16.1	19.4	22.6	25.8	29.1	32.3	35.5	(40)	施策強化による削減量
布類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	0.8	1.6	2.3	3.1	3.9	4.7	5.5	6.2	7.0	7.8	8.6	(41)	施策強化による削減量
プラスチックの分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	2.1	4.2	6.3	8.3	10.4	12.5	14.6	16.7	18.8	20.9	22.9	(42)	施策強化による削減量
水切り (g/人日)	-	-	-	-	-	0.2	0.3	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.4	1.5	1.7	(43)	施策強化による削減量
食品ロスの削減対策 (g/人日)	-	-	-	-	-	4.9	9.7	14.6	19.4	24.3	29.2	34.0	38.9	43.7	48.6	53.4	(44)	施策強化による削減量
不燃ごみ (g/人日)	12.4	15.7	17.9	12.0	11.5	13.5	13.4	13.3	13.2	13.2	13.1	13.1	13.0	13.0	13.0	12.9	(45)	対数曲線
粗大ごみ (g/人日)	25.2	29.9	30.8	46.7	30.7	32.3	32.8	33.3	33.7	34.1	34.4	34.7	35.0	35.2	35.4	35.7	(46)	対数曲線
資源ごみ(現行まま) (g/人日)	64.1	57.5	68.6	69.9	71.2	71.2	72.1	73.0	73.8	74.5	75.1	75.7	76.2	76.7	77.2	77.7	(47)	べき乗曲線
資源ごみ(施策効果) (g/人日)	64.1	57.5	68.6	69.9	71.2	77.3	84.3	91.3	98.2	105.0	111.7	118.4	125.0	131.6	138.2	144.7	(48)	べき乗曲線
紙類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	3	6	10	13	16	19	23	26	29	32	36	(49)	施策強化による削減量
布類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	9	(50)	施策強化による削減量
プラスチックの分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	2	4	6	8	10	13	15	17	19	21	23	(50)	施策強化による削減量
(事業系ごみ) (g/人日)	531.7	564.3	512.2	528.9	512.9	513.5	507.8	502.2	496.9	492.0	486.9	482.3	477.6	473.1	468.4	464.0	(51)	
可燃ごみ(現行まま) (g/人日)	488.8	520.2	468.2	479.0	469.6	470.7	468.1	465.9	463.9	462.2	460.6	459.2	457.9	456.7	455.6	454.5	(52)	べき乗曲線
可燃ごみ(施策効果) (g/人日)	488.8	520.2	468.2	479.0	469.6	467.2	461.0	455.3	449.7	444.5	439.3	434.4	429.5	424.8	420.1	415.5	(53)	べき乗曲線
事業系ごみの排出抑制 (g/人日)	-	-	-	-	-	4	7	11	14	18	21	25	28	32	35	39	(54)	施策強化による削減量
不燃ごみ (g/人日)	4.9	6.5	6.6	4.8	4.5	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	(55)	対数曲線
粗大ごみ (g/人日)	13.6	15.3	12.5	18.4	10.6	13.8	13.8	13.7	13.7	13.7	13.6	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5	(56)	対数曲線
資源ごみ (g/人日)	24.5	22.2	24.9	26.7	28.2	27.3	27.8	28.1	28.4	28.7	29.0	29.3	29.5	29.7	29.9	30.1	(57)	べき乗曲線

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-6 施策を強化した場合の処理処分量

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
エコクリーンセンター搬入量 (t/年)	3,325	3,409	3,192	3,090	3,014	2,837	2,707	2,564	2,476	2,390	2,312	2,224	2,144	2,076	2,014	1,942	(58)	(59) ~ #### の合計
可燃ごみ (t/年)	3,279	3,351	3,129	3,048	2,874	2,793	2,664	2,524	2,436	2,351	2,274	2,187	2,108	2,040	1,979	1,908	(59)	(5) + (20)
不燃ごみ (t/年)	46	58	63	42	39	44	43	40	40	39	38	37	36	36	35	34	(60)	(8) + (24)
粗大ごみ (t/年)	103	118	111	163	101	110	107	104	103	102	101	99	97	97	95	94	(61)	(17) + (33)
資源ごみ (t/年)	235	208	240	242	243	248	258	264	276	285	295	303	310	320	328	335	(62)	(18) + (34)
搬出物 (t/年)	1,070	1,663	597	591	569	573	570	561	563	565	568	566	567	569	572	571	(61)	(62) ~ (80) の合計
可燃ごみ(他市町へ搬出) (t/年)	691	826	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(62)	想定しない
焼却灰 (t/年)	76	546	251	250	253	246	234	222	214	207	200	192	186	180	174	168	(63)	(61) × R4の割合 8.80%
破碎アルミ (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(64)	(61) × R4の割合 0.99%
破碎鉄 (t/年)	17	20	21	20	16	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	(65)	(61) × R4の割合 15.84%
鉄スクラップ (t/年)	35	43	52	48	32	35	34	33	33	32	32	31	31	31	30	30	(66)	(61) × R4の割合 31.68%
非鉄スクラップ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(67)	(61) × R4の割合 0.00%
普通家電 (t/年)	15	19	32	30	24	26	25	25	24	24	24	24	23	23	23	22	(68)	(61) × R4の割合 23.76%
新聞 (t/年)	39	35	45	44	44	45	47	48	50	52	53	55	56	58	59	61	(69)	(62) × R4の割合 18.11%
雑誌 (t/年)	38	34	42	43	36	37	38	39	41	42	44	45	46	47	49	50	(70)	(62) × R4の割合 14.81%
段ボール (t/年)	50	41	49	46	53	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	73	(71)	(62) × R4の割合 21.81%
紙バック (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(72)	(62) × R4の割合 0.41%
ペットボトル (t/年)	6	6	8	8	9	9	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	(73)	(62) × R4の割合 3.70%
白色トレイ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(74)	(62) × R4の割合 0.00%
古着類 (t/年)	4	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	6	(75)	(62) × R4の割合 1.65%
びん類 無色 (t/年)	32	31	31	31	31	32	33	34	35	36	38	39	40	41	42	43	(76)	(62) × R4の割合 12.76%
茶色 (t/年)	21	17	16	20	17	17	18	18	19	20	21	21	22	22	23	23	(77)	(62) × R4の割合 7.00%
その他 (t/年)	21	19	19	20	25	26	27	27	28	29	30	31	32	33	34	34	(78)	(62) × R4の割合 10.29%
缶類 アルミ (t/年)	12	10	14	14	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	(79)	(62) × R4の割合 5.35%
スチール (t/年)	11	11	12	11	10	10	11	11	11	12	12	12	13	13	14	14	(80)	(62) × R4の割合 4.12%
資源化量 (t/年)	372	353	346	341	345	355	363	366	376	384	393	400	404	414	420	426	(81)	(83) + (84)
破碎残渣(粗大ごみ) (t/年)	68	83	106	99	73	79	77	75	74	73	73	72	70	70	69	68	(82)	(63) ~ (68) の合計
資源物 (t/年)	235	208	240	242	243	248	258	264	276	285	295	303	310	320	328	335	(83)	(69) ~ (80) の合計
集団回収 (t/年)	69	62	0	0	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	23	23	(84)	(16) と同値
リサイクル率 (%)	10.0	9.3	9.8	9.8	10.5	11.0	11.7	12.4	13.1	13.7	14.4	15.1	15.7	16.4	17.1	17.8	(85)	(81) / (30)
埋立量 (t/年)	140	707	473	447	435	411	399	387	379	372	365	357	351	345	339	333	(86)	(87) ~ (89) の合計
焼却灰 (t/年)	76	546	251	250	253	246	234	222	214	207	200	192	186	180	174	168	(87)	(63) と同値
不燃物残渣 (t/年)	50	40	49	37	37	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	(88)	過去5か年の平均
ばいじん (t/年)	14	121	173	160	145	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	(89)	過去5か年の平均

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、「河津町第5次総合計画」で定めたとおりとし、住民・事業者・行政の協働により、ごみの減量やリサイクルの促進など身近な環境保全活動を進めるとともに、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、循環型社会の構築を目指します。

1.1 基本方針1「ごみ減量化対策の充実」

ごみの減量化対策として、資源ごみの分別徹底を図るとともに、生ごみの堆肥化などのごみ減量運動を推進し、ごみ発生量の抑制に努めます。

1.2 基本方針2「適正処理体制の確保」

住民・事業者の協力のもと、適切な分別区分の設定と確実な実施によって、環境負荷の少ない、適正な一般廃棄物処理を推進していきます。

また、分別収集、中間処理、最終処分の各段階における再資源化を含めた環境配慮のため設置した、エコクリーンセンター東河を拠点とし、安全かつ効率的なごみ処理体制の維持管理に努めます。

1.3 基本方針3「資源リサイクルの強化」

持続可能な循環型社会を構築するため、住民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たす中でお互いに協働して、社会全体でごみの発生抑制、再利用、再生利用に努めます。

2. 基本指標

基本目標として4つの指標を定め、施策の進行状況の把握に努めます。

表5-1に示すとおり、4つの基本指標は令和4年度を基準とし、令和10年度を中間目標年、令和15年度を目標年とし、排出量の削減及びリサイクル率の向上に努めます。各指標の目標値は以下のとおりです。

◆中間目標年度（令和10年度）における目標値

- ・1人1日当たりのごみ排出量：令和4年度比で3.1%削減し1,302g/人日とします。
- ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量：令和4年度比で2.0%削減し803g/人日とします。
- ・事業系ごみ排出量：令和4年度比で18.5%削減し1,022t/年とします。
- ・リサイクル率：令和4年度比で1.37倍し14.4%とします。

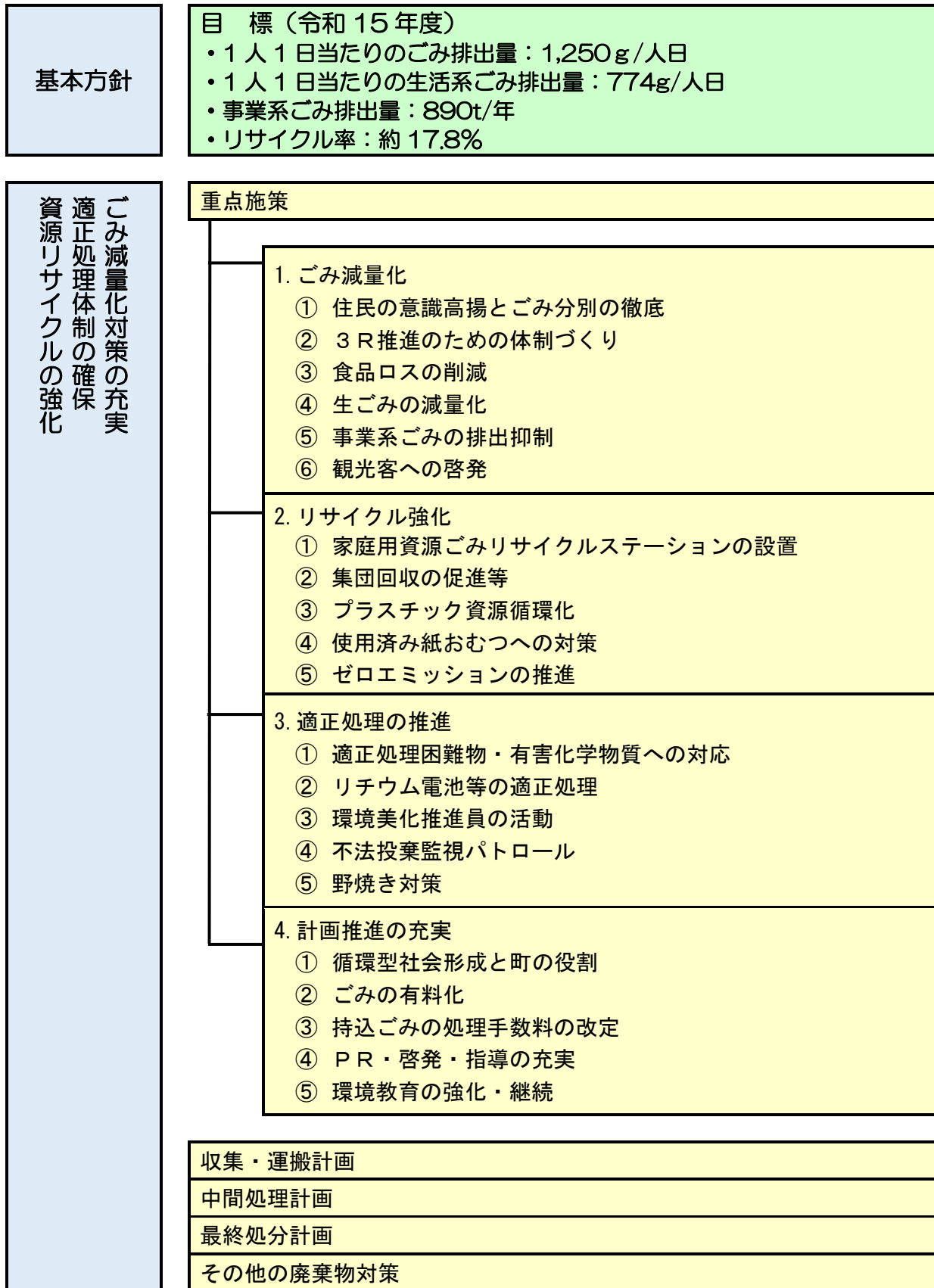
◆計画目標年度（令和15年度）における目標値

- ・1人1日当たりのごみ排出量：令和4年度比で7.0%削減し1,250g/人日とします。
- ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量：令和4年度比で5.5%削減し774g/人日とします。
- ・事業系ごみ排出量：令和4年度比で29.0%削減し890t/年とします。
- ・リサイクル率：令和4年度比で1.7倍し17.8%とします。

表5-1 4つの基本指標

指標		基準年度 令和4年度	中間目標年度 令和10年度	目標年度 令和15年度
①	1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収等含む)	1,344g/人日	1,302g/人日 (3.1%削減)	1,250g/人日 (7.0%削減)
②	1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (集団回収等除く)	819g/人日	803g/人日 (2.0%削減)	774g/人日 (5.5%削減)
③	事業系ごみ排出量	1,254t/年	1,022t/年 (18.5%削減)	890t/年 (29.0%削減)
④	リサイクル率	10.5%	14.4% (1.37倍)	17.8% (1.7倍)

3. 基本計画の体系



4. 重点施策 1 ごみ減量化

4.1 住民の意識高揚とごみ分別の徹底

ごみ減量化への推進体制を構築して、適切で分かりやすい情報の発信と、町民のごみ減量への意識の高揚を図ります。

また、これまで推進してきた「ごみの分別」をより一層徹底し、特に可燃ごみの減量化、再資源化を図ります。

4.2 3R推進のための体制づくり

ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」を推進するためには、住民・事業者・行政が各々の役割を認識し、その特性を発揮して積極的に取り組む必要があります。三者の特性が十分に発揮できる体制、また三者が有機的に協働できる体制づくりを推進します。

4.3 食品ロスの削減

4.3.1 生活系ごみの減量化

現在、本町では生ごみ堆肥化処理機購入の際の補助などを行っていますが、家庭においては、表 5-2 に示す施策を検討します。

表 5-2 食品ロスの削減に向けた施策（生活系ごみ）

施策例	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみ中の未利用食品、食べ残しについては、意識調査の実施や本町に沿った対策を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討します。
買い物の際、すぐ食べる場合は陳列順に購入する	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行います。
食材を無駄にしないレシピ、食ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピの紹介を検討します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄付を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動の紹介を検討します。
フードドライブなど実施の検討	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討します。
教育・啓発	施設見学会や食育に関する講座を開催する際に、食べ残しを減らすように啓発します。

4.3.2 事業系ごみの減量化

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するなどに努めることとします。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとします。あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めることとします。

その他にも表 5-3 に示す施策を検討します。

表 5-3 食品ロスの削減に向けた施策（事業系ごみ）

施策例	内容
3010（さんまるいちまる）運動の周知	宴会や会食において、「最初の 30 分間と最後の 10 分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という 3010（さんまるいちまる）運動等の啓発活動を検討します。
食べきり協力店の登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録する等の仕組みについて、検討します。
飲食店での食べ残しが少なくなる工夫のお願い	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすためのポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。 また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるように、お願いするとともに、町民にもこのような取組を紹介することを検討します。

4.4 生ごみの減量化

環境保全の重要性が言われている中、廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会を形成していくことが求められています。このような背景の中、本町では、ごみの減量化の一環として生ごみ堆肥化処理機等を購入した町民に、補助金を交付しています。

今後とも導入が進むようにPRに努め、継続的に実施できるように検討します。その他、水切りの徹底など生ごみの減量化に向けた施策の検討を行っていきます。

4.5 事業系ごみの排出抑制

エコクリーン東河で焼却処理されるごみのうち、約4割が事業系のごみです。本町の事業系ごみは、同様の人口規模の自治体と比較して人口1人当たりの排出量が多い状況ですが、事業者は自ら排出するごみの排出抑制に努める事が重要です。

今後、事業者の排出者責任を明確にし、事業系ごみの減量・資源化を図り、焼却による環境負荷やコストの削減に努めます。

4.6 観光客への啓発

観光地である本町では、観光客が排出するごみも多く発生します。新型コロナウイルスの感染症が令和5年5月8日から「5類感染症」に移行したことから、今後は観光客の回復に合わせて、ごみが増加することが考えられます。観光客へ向けた持ち込みごみの削減や持ち帰りの呼びかけを積極的に行っていきます。

5. 重点施策2 リサイクル強化

5.1 家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置

令和3年12月から、役場庁舎前駐車場に家庭用資源ごみリサイクルステーションを設置し、一部資源ごみの拠点回収を開始しました。回収品目は新聞紙・ダンボール・雑誌（漫画・小説・チラシ等）・ペットボトル・古着類（鞆や靴、ぬいぐるみ等も含む）・インクカートリッジの6種です。

本町では通常資源ごみは2週間に一度しか出せませんが、毎日出せる場を設けることで、可燃ごみに出してしまいがちなダンボールや雑誌を回収し、資源化を促進します。

5.2 集団回収の促進等

住民及び事業者は、古新聞、古雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトルの排出にあたっては、回収業者への排出や資源ごみとして出すように努めるほか、リターナブルびんについては、販売店に戻す等により、資源として再使用に努めます。

特に住民団体による古新聞等の集団回収はごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に支援していきます。

さらに、フリーマーケット等を活用することも減量化に効果的であるため、これらの活動を推進していきます。

5.3 プラスチック資源循環化

現在、本町から排出されるプラスチック類（白トレイを除く）は、可燃ごみとして焼却している状況です。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取組を強化していく必要があります。

プラスチック製容器包装やプラスチック使用製品等について、新たな資源化、資源の回収システムの検討を進め、リサイクル率の向上を目指します。

5.4 使用済み紙おむつへの対策

超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。他の市町の事例を踏まえ、エコクリーンセンター東河や東伊豆町と協議しながら、リサイクル事業の実現可能性を検討していきます。

5.5 ゼロエミッションの推進

第4次静岡県循環型社会形成計画にて掲げている「“捨てる”を減らそう。”活かす“を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」を受け、出たごみをどうするかよりも、捨てるごみそのものを減らしていくこと、資源として使えるものは、繰り返し使い、活かせるものを増やす工夫をすること、そうした考え方を幅広い世代に分かりやすく示し、町民全体で取り組むことについて、検討していきます。

6. 重点施策 3 適正処理の推進

6.1 適正処理困難物・有害化学物質への対応

エコクリーンセンター東河で受入不可能なものは、住民・事業者には排出抑制のPRを行い、製造・販売者責任のもと、民間での適正処理（発生抑制も含む）を要請・構築していきます。

特に、ごみ処理に伴う生活環境保全を万全なものとするためには、有害化学物質は発生抑制・適正処理されるように管理していく必要があります。

6.2 リチウム電池等の適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年 8 月 1 日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和 3 年 4 月 7 日）」の通知を行いました。本町においても火災事故を未然に防ぐために町民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていきます。

6.3 環境美化推進員の活動

本町では、町職員では目が届きにくいような場所の不法投棄等を見張ることを目的に各行政区に環境美化推進員を設置しています。環境美化推進員には、常日頃から廃棄物の不法投棄の防止及び町への通報に努めていただいています。

その他、廃棄物の分別排出及び地域のリサイクル活動に関することや地域の環境美化の推進及び啓発に関することについてもご協力いただいております、このような取組を継続的に実施していきます。

6.4 不法投棄監視パトロール

不法投棄監視員が車で町内を巡回し、監視による不法投棄の抑制及び公共区域における不法投棄物の回収を行います。車は本町の名前入りで、「不法投棄パトロール実施中」のステッカーを貼り、回転灯をつけた状態で巡回します。今後も継続的にパトロールを行い、監視による新たな不法投棄の抑制を図ります。

今後は、パトロールを強化し、ポイ捨て防止も含め、住民の方にも監視強化をお願いしていきます。

6.5 野焼き対策

畑や空き地でのごみ焼却について適切な指導を行うとともに周知・徹底を図り、ダイオキシン等の有害物質の発生防止に努めます。

7. 重点施策 4 計画推進の充実

7.1 循環型社会形成と町の役割

従来の大量生産、大量消費型の社会から、ものを大切に使うことにより天然資源の消費を抑制させ、ごみ処理を最小限に抑えられる循環型社会に転換していくため、町がリーダーシップを発揮し、県や事業者働きかけていきます。

特にごみの処理・資源化事業費は高額となることから、財政に占める位置づけを明確にし、円滑な事業運営の推進を図ります。また、処理費用の伸びを抑制するため、常に循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行・見直し、財政支出の合理的運用を図っていきます。

7.2 ごみの有料化

ごみ処理有料化により、ごみを出す人が出す量に応じてごみ処理手数料を負担していただくため、令和 4 年 4 月より、可燃ごみ袋の販売価格を値上げしごみ処理手数料として扱い、可燃ごみ袋の製造費やごみ焼却費用に充てています。

このごみの有料化により、更なるごみの減量化と分別化が見込まれています。

7.3 持込ごみの処理手数料の改定

令和 4 年 4 月より、エコクリーンセンター東河への持込ごみ（可燃物・不燃物）の処理手数料は、20 kg まで 100 円、その超える量 10 kg 当たり 70 円加算と料金改定が行われました。

この改定により、①ごみ排出に関する意識の高まりによる排出量削減効果、②資源ごみをしっかり分けることで焼却処理するごみの削減、③近隣市町とのごみ処理料金格差の是正による、管外のごみの搬入を防ぐ効果が見込まれています。

7.4 PR・啓発・指導の充実

今後も、様々な施策が円滑に推進されるよう、PR・啓発・指導を積極的に行っていきます。

7.5 環境教育の強化・継続

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行います。

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、ごみ処理施設の見学、清掃活動等の取組など世代を超えた環境教育に積極的に取り組みます。

第6章 収集・運搬計画

1. 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

2. ごみの分別区分

ごみの分別区分及び収集頻度を表 6-1 に示します。

表 6-1 ごみの分別区分・収集頻度

大分類	小分類	出し方	収集日
燃やすごみ	生ごみ・プラスチック類・紙類ビニール・発泡スチロール	可燃物用指定袋 (生ごみはよく水切りをする)	毎週 月・水・金曜日
資源ごみ	ペットボトル (無色のみ)	不燃物用指定袋 (キャップ、ラベルは燃やすごみ)	毎月 第1・3 火曜日 (雨天中止)
	白色トレイ	不燃物用指定袋	
	紙パック	紙紐かけ	
	段ボール		
	新聞紙のみ		
雑誌 他 (ダイレクトメール・新聞チラシなど)			
金属類・粗大ごみ	幅 1.5m、高さ 1.0m、奥行き 1m 以下、10kg 以下	不燃物用指定袋 (入らないものはそのまま)	毎月 第2・4 火曜日
	3 リットル缶を超えるもの等	不燃物用指定袋か、針金等で束ねる	
乾電池	電池だけでまとめる	不燃物用指定袋	
空きカン	3 リットル缶以下のもの	中身をとりのぞき、中を洗って 不燃物用指定袋	毎月 第1・3 木曜日
ビン類	無色ビン	色ごとに不燃物用指定袋 (栓を取り、中を軽く洗う)	毎月 第2・4 木曜日
	茶色ビン		
	その他色ビン		
埋立ごみ	陶磁器・化粧品びん・コップ・蛍光管 (灯) 等	不燃物用指定袋 (電球や蛍光灯は別の袋に分ける)	

3. 収集・運搬量

家庭系一般廃棄物は、本町が委託した業者が収集・運搬を行います。また、臨時及び多量に排出される家庭系一般廃棄物は、排出者が直接搬入することを基本とし、事業系一般廃棄物は、排出者が収集運搬許可業者と契約し、処分することを基本とします。

収集及び運搬量の将来推移を表 6-2 に示します。

表 6-2 収集・運搬量の将来推移

区分\年度	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R4	R10	R15
収集・運搬量 (t/年)	3,257	2,708	2,371
可燃ごみ (t/年)	2,874	2,274	1,908
不燃ごみ (t/年)	39	38	34
粗大ごみ (t/年)	101	101	94
資源ごみ (t/年)	243	295	335

4. 資源化ルート

現在、エコクリーンセンター東河に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化を実施していますが、今後もこの体制を継続します。

なお、集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き渡され、資源化しています。

第7章 中間処理計画

1. 中間処理方法

これまでと同様、エコクリーンセンター東河において中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続することとします。

2. 中間処理量

中間処理の将来推移を表 7-1 に示します。エコクリーンセンター東河における中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみです。

表 7-1 中間処理量の将来推移

区分\年度	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R4	R10	R15
エコクリーンセンター搬入量 (t/年)	3,014	2,312	1,942
可燃ごみ (t/年)	2,874	2,274	1,908
不燃ごみ (t/年)	39	38	34
粗大ごみ (t/年)	101	101	94
資源ごみ (t/年)	243	295	335
搬出物 (t/年)	569	568	571
焼却灰 (t/年)	253	200	168
破碎残渣(粗大ごみ) (t/年)	73	425	443
資源物 (t/年)	243	295	335

3. 町単独処理、広域処理等の経済的比較

静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和4年3月）で検討された廃棄物処理のコスト検討結果によれば、地域全体の年間コストで見ると、広域化等に伴い、建設費及び運営管理費が削減され、コストメリットがある結果となっています。

表 7-2 経済面（コスト）検討結果（賀茂地域）

長期的な展望（R14～R34）						
市町村名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)
下田市	2,115	38	3,864	2,776	733	176
南伊豆町	1,673			2,196	580	139
松崎町	1,345			1,766	466	112
西伊豆町	962			1,263	333	80
東河【組】	3,074			4,036	1,066	256
南伊豆地域、東河【組】	9,168	38	3,864	12,036	3,178	763

注1) 南伊豆地域：下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で構成する共同処理主体を仮定

注2) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年当たりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

資料：静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和4年3月）

第8章 最終処分計画

1. 最終処分方法

これまでと同様、エコクリーンセンター東河において中間処理を行い、焼却灰、粗大ごみ処理残渣等を埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施していきます。

2. 最終処分量

最終処分量の将来推移を表 8-1 に示します。

表 8-1 最終処分量の将来推移

区分\年度	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R4	R10	R15
埋立量 (t/年)	435	365	333
焼却灰 (t/年)	253	200	168
不燃残渣 (t/年)	37	43	43
ばいじん (t/年)	145	123	123

第9章 その他廃棄物対策

1. 災害廃棄物に関する対策

災害発生時には、静岡県及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、静岡県災害廃棄物処理計画（令和 2 年 7 月改定）及び河津町災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

2. 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、静岡県、近隣市町が実施する不法投棄対策に協力することとします。

第三編 生活排水処理編

第10章 生活排水処理の現状

1. 処理形態別人口の現状

1.1 国及び静岡県你的生活排水処理形態別人口

国全体及び静岡県你的生活排水処理形態別人口の状況を表 10-1 に示します。

生活雑排水（台所やお風呂、洗濯等の排水）は合併処理浄化槽により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

令和3年度の国全体の生活排水処理率は89.9%、静岡県が81.5%となっています。本町では39.7%であり、国の平均、静岡県の平均より低くなっています。

表 10-1 処理形態別人口（令和3年度）

		全国	静岡県	河津町
行政区域内人口（10月1日）		126,068,422	3,663,938	6,924
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	126,068,422	3,663,938	6,924
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	113,370,050	2,987,666	2,752
	(1) コミュニティ・プラント人口※1	192,997	13,881	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	12,858,762	717,174	2,752
	(3) 公共下水道人口	97,194,357	2,193,065	0
	(4) 集落排水施設人口	2,347,030	23,612	0
	(5) その他浄化槽人口	776,904	39,934	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	7,540,049	616,574	4,083
	4. 非水洗化人口	5,158,323	59,698	89
	(1) 汲み取り人口	5,096,996	58,580	89
(2) 自家処理	61,327	1,118	0	
生活排水処理率※2	89.9%	81.5%	39.7%	
水洗化率※3	95.9%	98.4%	98.7%	

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3 水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

1.2 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の状況を表 10-2 及び図 10-1 に示します。

表 10-2 処理形態別人口

区分\年度		H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)		7,313	7,199	7,061	6,924	6,625
年間日数 (日)		365	365	366	365	365
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口 (人)	7,313	7,199	7,061	6,924	6,625
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	2,729	2,500	2,441	2,752	2,728
	(1) コミュニティ・プラント人口※1 (人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口 (人)	2,729	2,500	2,441	2,752	2,728
	(3) 公共下水道人口 (人)	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人)	4,388	4,608	4,529	4,083	3,811
	4. 非水洗化人口 (人)	196	91	91	89	86
	(1) 汲み取り人口 (人)	196	91	91	89	86
(2) 自家処理 (人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率※2 (%)		37.3%	34.7%	34.6%	39.7%	41.2%
水洗化率※3 (%)		97.3%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

※3 水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100

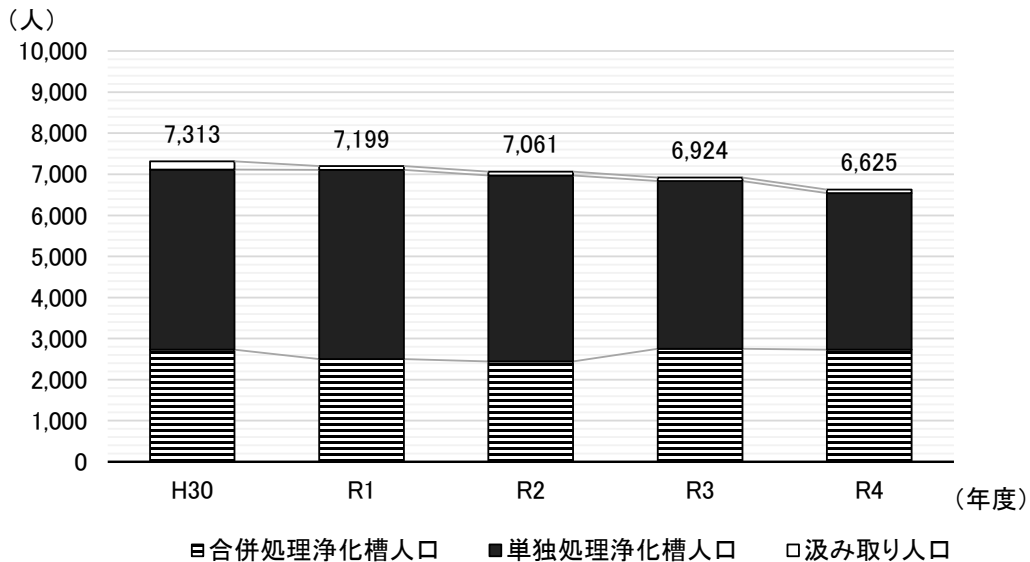


図 10-1 処理形態別人口の推移

2. し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 10-3 及び図 10-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は東河環境センターで中間処理し、含水率 80%以下に脱水して助燃剤化し、エコクリーンセンター東河で焼却処理しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2006 改定版）」に示される原単位の単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の比率（単独処理浄化槽：0.75L/人・日、合併処理浄化槽：1.2L/人・日）を基に設定しています。

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b

単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d

c:d=0.75L/人・日:1.2L/人・日

表 10-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

区分\年度		H30	R1	R2	R3	R4
収集人口 (人)	し尿 (人)	196	91	91	89	86
	浄化槽汚泥 (人)	7,117	7,108	6,970	6,835	6,539
	単独処理浄化槽 (人)	4,388	4,608	4,529	4,083	3,811
	合併処理浄化槽 (人)	2,729	2,500	2,441	2,752	2,728
収集量 (kL/年)	し尿 (kL/年)	26	59	19	39	48
	浄化槽汚泥 (kL/年)	4,998	5,098	5,090	4,619	4,769
	単独処理浄化槽 (kL/年)	2,505	2,729	2,733	2,222	2,223
	合併処理浄化槽 (kL/年)	2,493	2,369	2,357	2,397	2,546
	計	5,024	5,157	5,109	4,658	4,817
原単位 (L/人日)	し尿 (L/人日)	0.36	1.76	0.57	1.21	1.53
	浄化槽汚泥 (L/人日)	1.92	1.96	2.00	1.85	2.00
	単独処理浄化槽 (L/人日)	1.56	1.62	1.65	1.49	1.60
	合併処理浄化槽 (L/人日)	2.50	2.60	2.64	2.39	2.56

資料：河津町

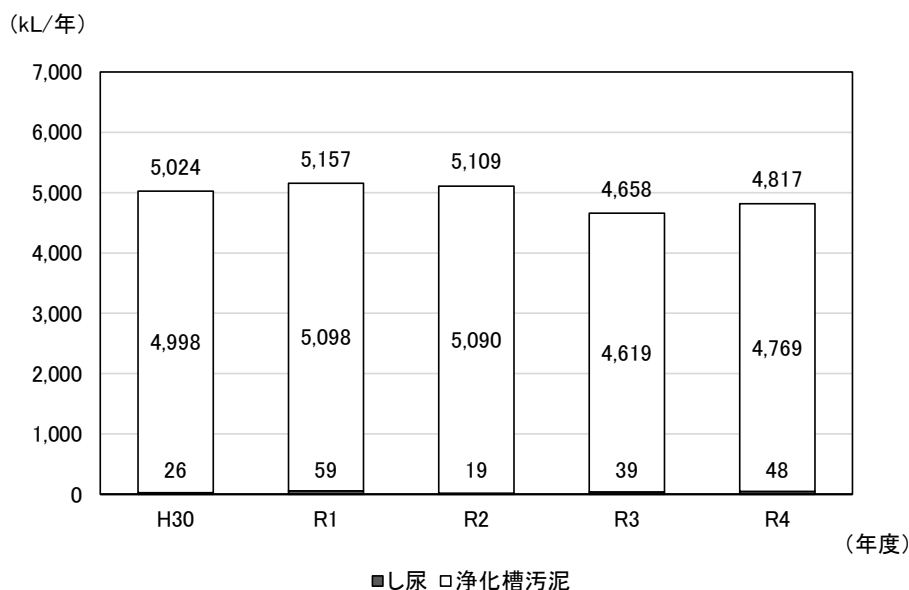


図 10-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

3. 生活排水処理体系

生活排水は、図 10-3 に示すように、し尿と生活雑排水の 2 つに区分されます。

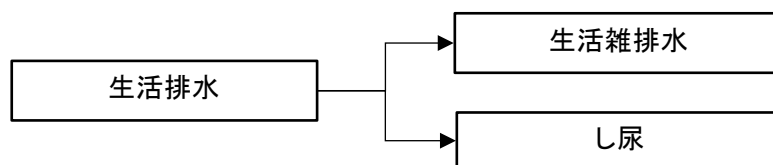


図 10-3 生活排水の区分

し尿は人の排出する大便と小便の総称であり、公共下水道、集落排水処理施設や浄化槽によって処理していますが、汲み取り式便所からはバキュームカー等で収集され、し尿処理施設（東河環境センター）で処理されます。し尿処理施設では浄化槽等から引き抜かれる汚泥も処理されています。

生活雑排水は、台所、風呂、掃除等の生活から発生するし尿以外の排水であり、合併処理浄化槽以外では、ほぼ未処理で公共用水域に放流されています。

本町の処理対象の区分及び生活排水処理体系を表 10-4 及び図 10-4 に示します。

表 10-4 処理対象の区分

主な生活排水処理方策	し尿	生活雑排水
合併処理浄化槽	○	○
単独処理浄化槽	○	×
汲み取り便所	○	×

凡例：○「対象である」、×「対象ではない」

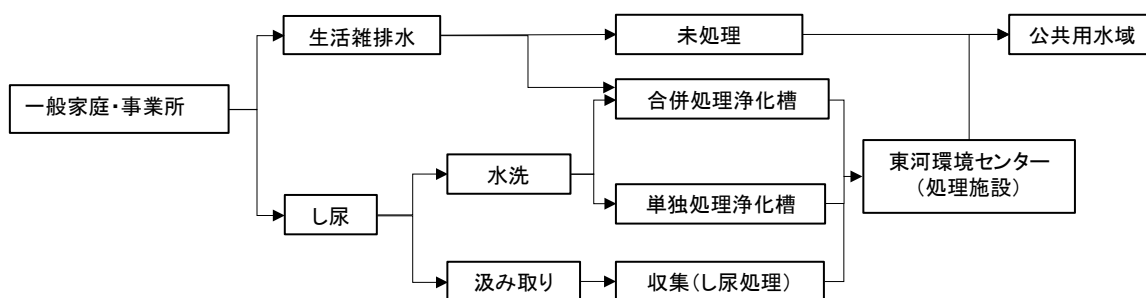


図 10-4 本町の生活排水処理体系

4. 処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 10-5 に示します。

表 10-5 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	東河環境センター

5. 処理経費

本町が負担する東河環境センター分担金（し尿処理分）を表 10-6 に示します。
令和元年度以降、町のし尿処理及び維持管理費は増加傾向となっています。

表 10-6 町が負担する東河環境センター分担金（し尿処理分）

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
処理及び維持管理費（千円）	28,884	26,272	29,432	45,353	71,340

6. 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 10-7 に示します。

本町では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は許可業者が随時実施しており、浄化槽汚泥の収集は許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 10-7 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	許可業者	随時
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃時

7. し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、東河環境センターで処理しています。

し尿処理施設の概要を表 10-8 に示します。

なお、令和 4 年度から令和 5 年にかけて、施設を長寿命化させるための延命工事を実施しました。

表 10-8 し尿処理施設の概要

施設名称	東河環境センター
所在地	賀茂郡河津町見高字長野 2310-4
稼働年次	昭和 63 年 3 月
処理方式	主処理：標準脱窒素処理法（希釈率 6 倍） 資源化：助燃剤化（含水率 70%以下）
処理能力	36kL/日 （し尿 7kL/日、浄化槽汚泥 29kL/日）

8. 合併処理浄化槽の補助状況

町内全域において、住宅の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするものについて補助金を交付し、その普及に努めています。

合併処理浄化槽の補助状況を表 10-9 に示します。

表 10-9 合併処理浄化槽の補助状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
補助実績 (件)	2	8	6	1	4

9. 生活排水処理の課題

9.1 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は、令和3年度において39.7%であり、全国平均の89.9%や静岡県平均の81.5%を下回っています。

そのため、合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

9.2 し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増加することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

第11章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

1.1 生活排水に係る理念、目標

現在、本町では水質検査等において異常値は確認されておらず、引き続き、公共用水域の水質を良好な状態で維持することが必要となっています。

このようなことから、生活雑排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、合併処理浄化槽補助制度を活用し、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めます。

2. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 6 年度を計画初年度、目標年度を令和 15 年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

3. 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 11-1 及び図 11-1 に示します。

表 11-1 施策を実施した場合の生活排水処理形態別人口

区 分		実績	予測	
		R4年度	R10年度	R15年度
行政区域内人口 (人)		6,625	5,775	5,202
年間日数 (日)		365	366	365
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口 (人)	6,625	5,775	5,202
	水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	2,728	2,652	2,659
	コミュニティ・プラント人口 (人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口 (人)	2,728	2,652	2,659
	公共下水道人口 (人)	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人)	3,811	3,096	2,531
	非水洗化人口 (人)	86	27	12
	汲み取り人口 (人)	86	27	12
自家処理 (人)	0	0	0	
生活排水処理率 (%)		41.2%	45.9%	51.1%
水洗化率 (%)		98.7%	99.5%	99.8%

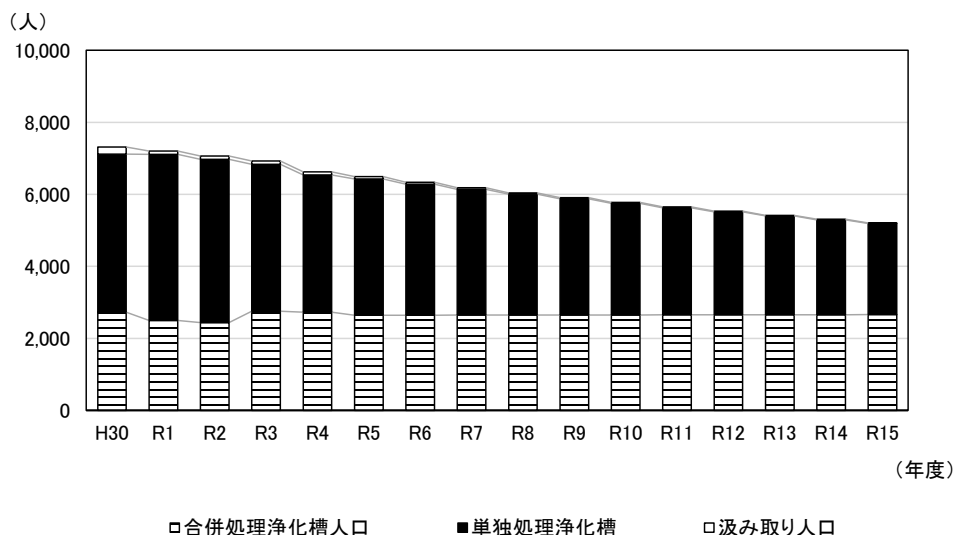


図 11-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

4. 収集・運搬計画

生活排水の収集人口と収集量の予測結果を表 11-2 に示します。

収集運搬の範囲は現行どおり、行政区域全域とします。

また、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託及び許可業者が行っており、今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

表 11-2 生活排水の収集・運搬量の予測

区 分		実績	予測	
		R4年度	R10年度	R15年度
収集人口	し尿 (人)	86	27	12
	浄化槽汚泥 (人)	6,539	5,748	5,190
	単独処理浄化槽 (人)	3,811	3,096	2,531
	合併処理浄化槽 (人)	2,728	2,652	2,659
	計 (人)	6,625	5,775	5,202
収集量	し尿 (kL/年)	48	11	5
	浄化槽汚泥 (kL/年)	4,769	4,255	3,925
	単独処理浄化槽 (kL/年)	2,223	1,790	1,460
	合併処理浄化槽 (kL/年)	2,546	2,465	2,465
	計 (kL/年)	4,817	4,266	3,930
原単位	し尿 (L/人日)	1.53	1.09	1.09
	浄化槽汚泥 (L/人日)	2.00	2.02	2.07
	単独処理浄化槽 (L/人日)	1.60	1.58	1.58
	合併処理浄化槽 (L/人日)	2.56	2.54	2.54

5. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は東河環境センターで処理し、処理水は河川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

6. 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、中間処理し、含水率 80%以下に脱水して助燃剤化し、エコクリーンセンター東河での焼却処理の際に有効利用いたします。

7. その他検討すべき事項

7.1 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化住宅等において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、町民への広報・啓発を行っています。本町では引き続き広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

7.2 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本町では引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

7.3 町民に対する広報・啓発

浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、本町では引き続き広報等によりその必要性を啓発いたします。

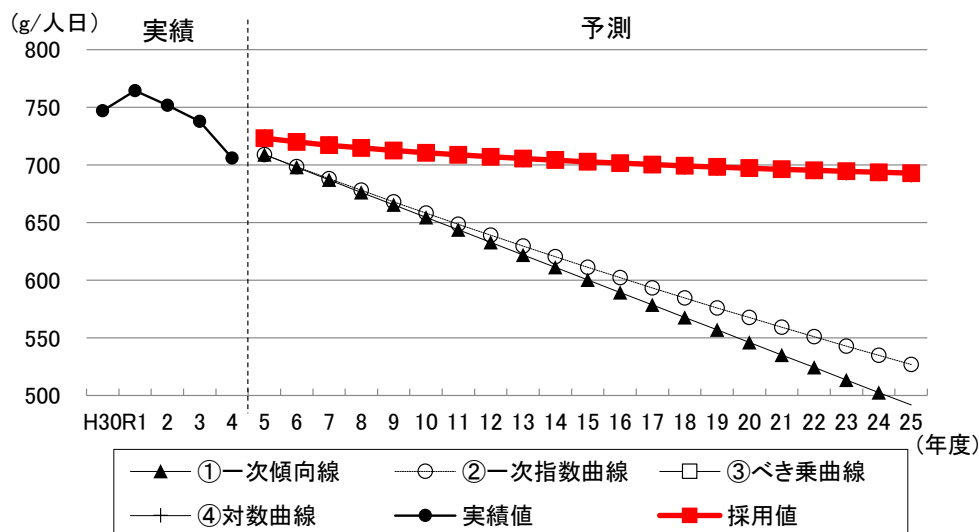
-資料編-

1. ごみ排出量（生活系）のトレンド予測

(1) 可燃ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で減少していることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

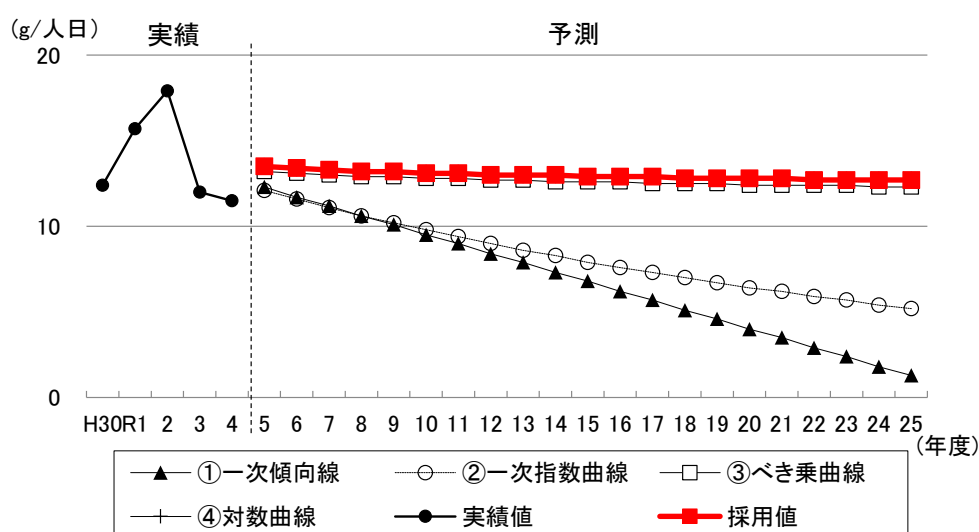
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	746.9					
R1	764.4					
2	751.6					
3	737.7					
4	706.0					
5		708.8	708.8	723.2	723.5	723.2
6		697.9	698.4	719.9	720.2	719.9
7		687.1	688.1	717.1	717.3	717.1
8		676.2	678.0	714.7	714.8	714.7
9		665.4	668.0	712.5	712.5	712.5
10		654.5	658.2	710.5	710.5	710.5
11		643.7	648.5	708.7	708.6	708.7
12		632.8	639.0	707.0	706.9	707.0
13		622.0	629.6	705.5	705.3	705.5
14		611.1	620.3	704.1	703.9	704.1
15		600.3	611.2	702.7	702.5	702.7
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	773.87000	774.74325	762.10974	761.81088	
	定数 b	-10.85000	0.98529	-0.02926	-49.27631	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.60993	0.60161	0.37678	0.38333	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	5	4	1	2	



(2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去5年間で減少していることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少する対数曲線を採用する。

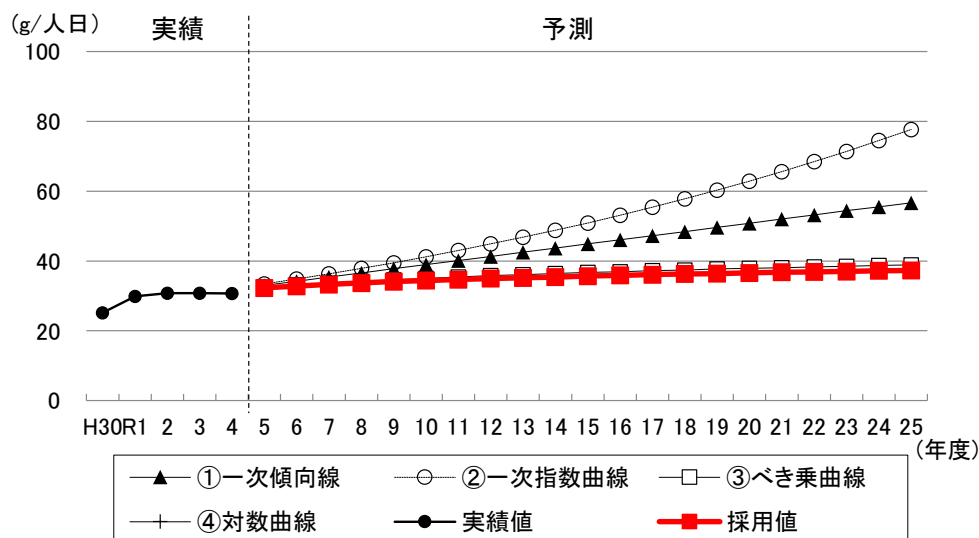
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②二次傾向線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	12.4					
R1	15.7					
2	17.9					
3	12.0					
4	11.5					
5		12.3	4.4	13.2	13.5	13.5
6		11.7	-4.0	13.1	13.4	13.4
7		11.2	-14.6	13.0	13.3	13.3
8		10.6	-27.5	12.9	13.2	13.2
9		10.1	-42.7	12.9	13.2	13.2
10		9.5	-60.0	12.8	13.1	13.1
11		9.0	-79.6	12.8	13.1	13.1
12		8.4	-101.5	12.7	13.0	13.0
13		7.9	-125.6	12.7	13.0	13.0
14		7.3	-151.9	12.6	13.0	13.0
15		6.8	-180.5	12.6	12.9	12.9
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	15.55000	7.70000	14.30198	14.40646	
	定数 b	-0.55000	6.17857	-0.04566	-1.21793	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.09802		0.01252	0.01465	
	決定係数順位	1		4	3	
	数値順位	4		2	1	



(3) 粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

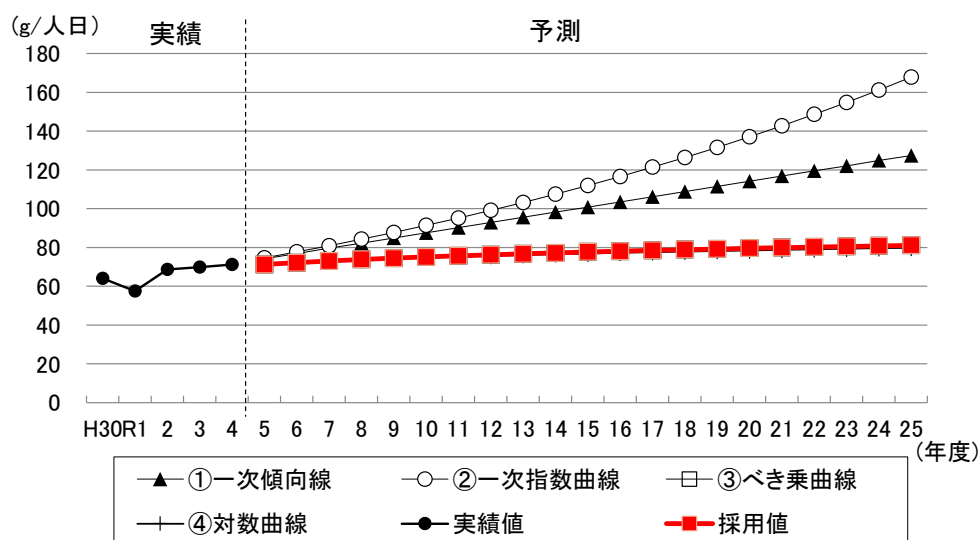
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②二次傾向線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	25.2					
R1	29.9					
2	30.8					
3	30.8					
4	30.7					
5		33.0	27.8	32.5	32.3	32.3
6		34.2	23.8	33.2	32.8	32.8
7		35.4	18.2	33.7	33.3	33.3
8		36.6	11.2	34.2	33.7	33.7
9		37.8	2.7	34.6	34.1	34.1
10		39.0	-7.3	35.0	34.4	34.4
11		40.1	-18.8	35.4	34.7	34.7
12		41.3	-31.8	35.8	35.0	35.0
13		42.5	-46.3	36.1	35.2	35.2
14		43.7	-62.3	36.4	35.4	35.4
15		44.9	-79.8	36.7	35.7	35.7
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	25.91500	20.69000	26.14387	26.20229	
	定数 b	1.18500	5.66357	0.12205	7.85817	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.60169		0.78310	0.80622	
	決定係数順位	3		2	1	
	数値順位	2		3	4	



(4) 資源ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去5年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②二次傾向線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	64.1					
R1	57.5					
2	68.6					
3	69.9					
4	71.2					
5		74.2	77.2	71.2	71.2	71.2
6		76.9	82.9	72.1	72.1	72.1
7		79.6	89.4	73.0	72.9	73.0
8		82.2	96.8	73.8	73.5	73.8
9		84.9	105.0	74.5	74.2	74.5
10		87.5	114.1	75.1	74.7	75.1
11		90.2	124.1	75.7	75.2	75.7
12		92.9	134.9	76.2	75.7	76.2
13		95.5	146.5	76.7	76.1	76.7
14		98.2	159.0	77.2	76.5	77.2
15		100.8	172.4	77.7	76.9	77.7
推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$		
定数 a	58.28000	61.28000	60.66160	60.63202		
定数 b	2.66000	0.08857	0.08909	13.53413		
決定係数 (相関係数 ²)	0.56818		0.46220	0.44818		
決定係数順位	2		3	4		
数値順位	3		4	5		

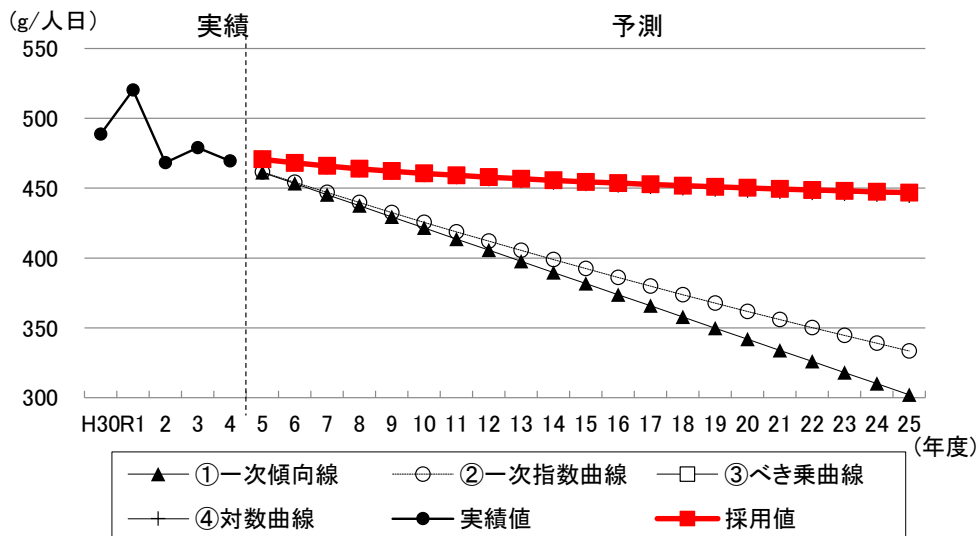


2. ごみ排出量（事業系）のトレンド予測

(1) 可燃ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で減少していることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

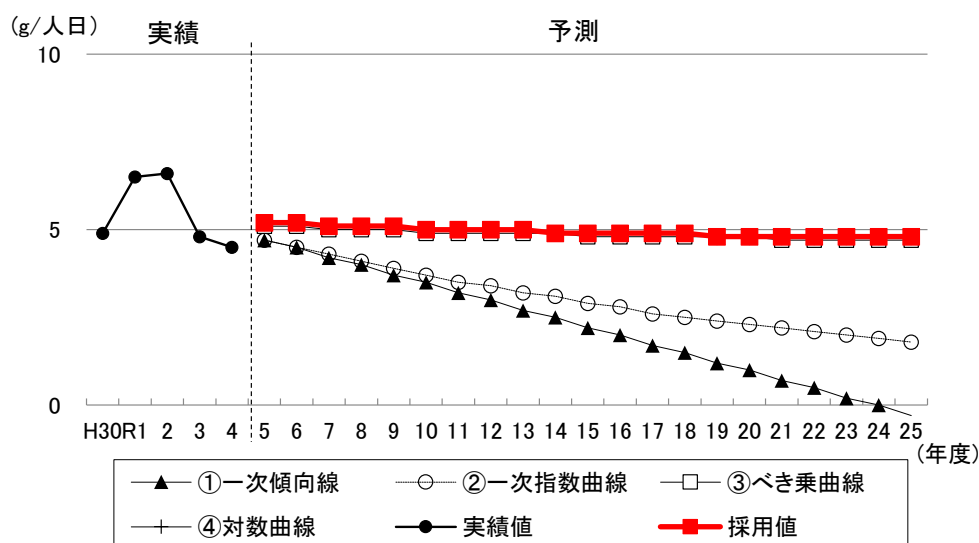
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	488.8					
R1	520.2					
2	468.2					
3	479.0					
4	469.6					
5		461.3	461.7	470.7	470.7	470.7
6		453.3	454.3	468.1	468.1	468.1
7		445.4	446.9	465.9	465.8	465.9
8		437.4	439.7	463.9	463.7	463.9
9		429.4	432.6	462.2	461.9	462.2
10		421.5	425.6	460.6	460.3	460.6
11		413.5	418.8	459.2	458.8	459.2
12		405.6	412.0	457.9	457.4	457.9
13		397.6	405.4	456.7	456.1	456.7
14		389.6	398.8	455.6	454.9	455.6
15		381.7	392.4	454.5	453.8	454.5
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	509.04000	509.03967	501.55649	501.71231	
	定数 b	-7.96000	0.98387	-0.03550	-39.80487	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.35031	0.34890	0.26296	0.26691	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	5	4	1	2	



(2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増減を繰り返しており、推計式は横ばい傾向を示した。本計画では、最も変動の少ない対数曲線を採用する。

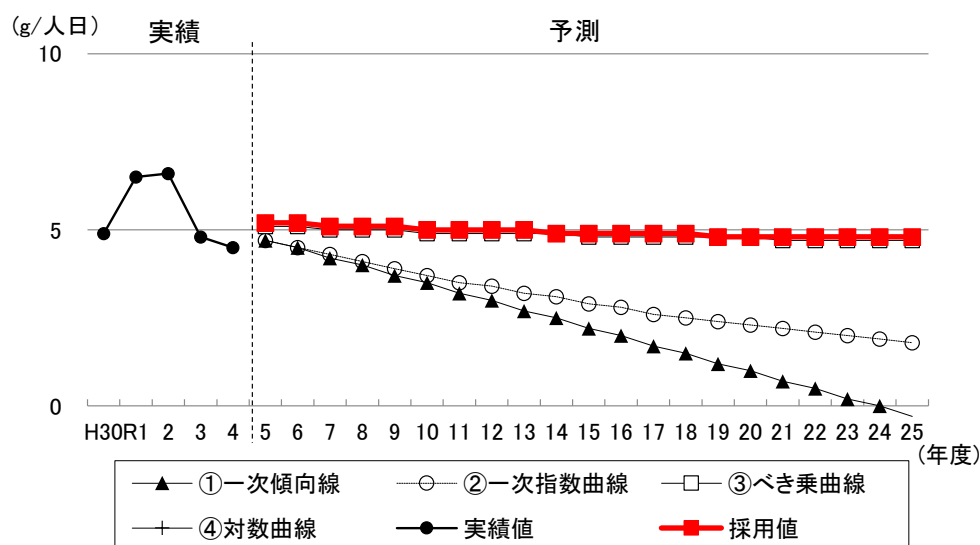
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	4.9					
R1	6.5					
2	6.6					
3	4.8					
4	4.5					
5		4.7	4.7	5.1	5.2	5.2
6		4.5	4.5	5.1	5.2	5.2
7		4.2	4.3	5.0	5.1	5.1
8		4.0	4.1	5.0	5.1	5.1
9		3.7	3.9	5.0	5.1	5.1
10		3.5	3.7	4.9	5.0	5.0
11		3.2	3.5	4.9	5.0	5.0
12		3.0	3.4	4.9	5.0	5.0
13		2.7	3.2	4.9	5.0	5.0
14		2.5	3.1	4.9	4.9	4.9
15		2.2	2.9	4.8	4.9	4.9
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	6.21000	6.21031	5.70686	5.74848	
	定数 b	-0.25000	0.95375	-0.06006	-0.69374	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.15424	0.13778	0.03141	0.03619	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	2	1	



(3) 粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去5年間で減少していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少する対数曲線を採用する。

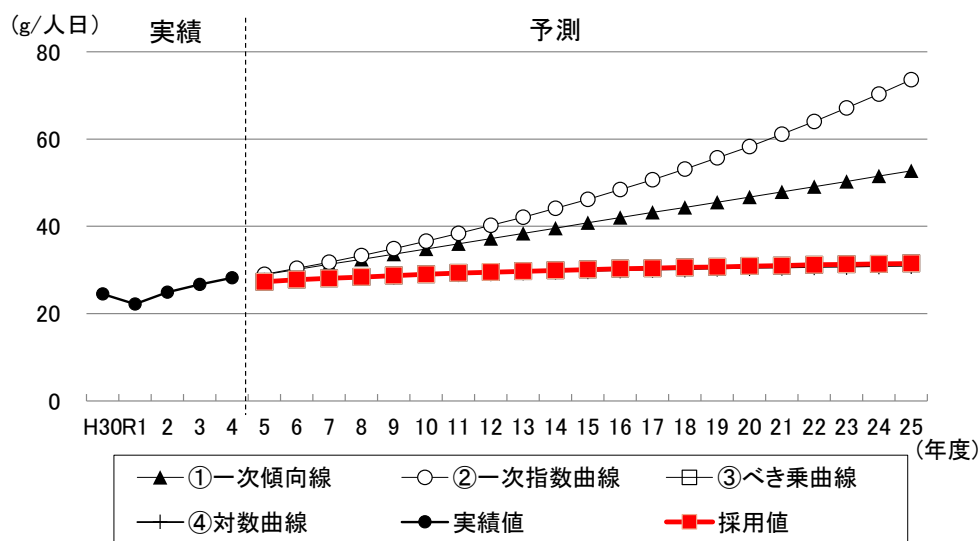
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	13.6					
R1	15.3					
2	12.5					
3	18.4					
4	10.6					
5		13.2	12.6	13.3	13.8	13.8
6		12.9	12.2	13.2	13.8	13.8
7		12.6	11.8	13.1	13.7	13.7
8		12.3	11.5	13.1	13.7	13.7
9		12.1	11.1	13.0	13.7	13.7
10		11.8	10.8	12.9	13.6	13.6
11		11.5	10.4	12.9	13.6	13.6
12		11.2	10.1	12.8	13.6	13.6
13		10.9	9.8	12.8	13.6	13.6
14		10.6	9.5	12.7	13.5	13.5
15		10.3	9.2	12.7	13.5	13.5
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	14.95000	15.20389	14.47400	14.37767	
	定数 b	-0.29000	0.96909	-0.04698	-0.71582	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.02404	0.02145	0.00396	0.00446	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	3	4	2	1	



(4) 資源ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増加しており、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H30	24.5					
R1	22.2					
2	24.9					
3	26.7					
4	28.2					
5		28.9	29.0	27.3	27.4	27.3
6		30.1	30.4	27.8	27.8	27.8
7		31.3	31.8	28.1	28.1	28.1
8		32.4	33.3	28.4	28.4	28.4
9		33.6	34.9	28.7	28.6	28.7
10		34.8	36.6	29.0	28.9	29.0
11		36.0	38.4	29.3	29.1	29.3
12		37.2	40.2	29.5	29.3	29.5
13		38.4	42.1	29.7	29.5	29.7
14		39.6	44.1	29.9	29.7	29.9
15		40.8	46.2	30.1	29.8	30.1
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	21.73000	21.92797	22.97765	22.91736	
	定数 b	1.19000	1.04769	0.09713	5.72975	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.68147	0.69866	0.50310	0.48139	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	3	2	4	5	



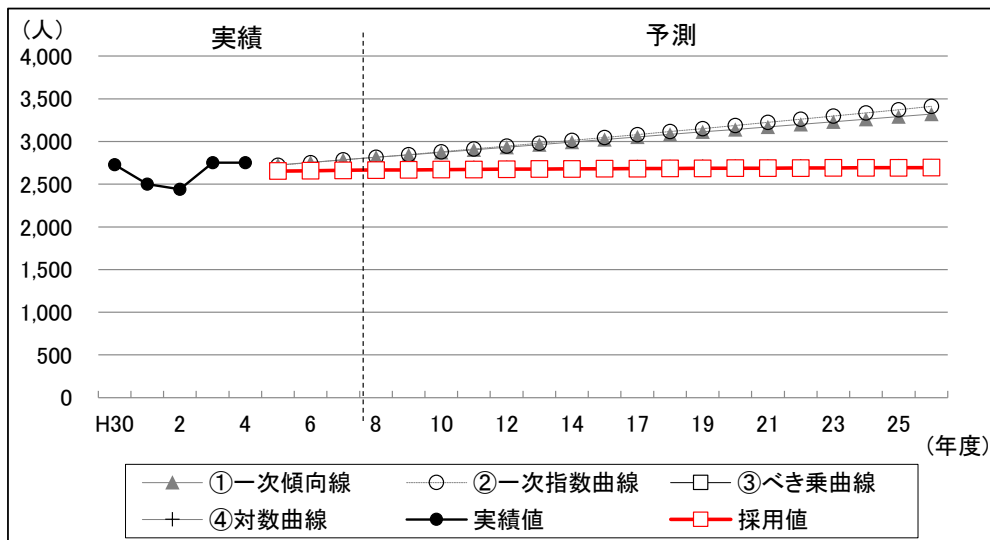
3. 処理形態別人口のトレンド予測

(1) 合併処理浄化槽人口

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は増加している。また、住宅に合併処理浄化槽を設置する町民に対して補助金を交付し、その普及に努めている。よって、本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
30	2,729					
R1	2,500					
2	2,441					
3	2,752					
4	2,728					
5		2,705	2,703	2,641	2,645	2,641
6		2,730	2,729	2,644	2,648	2,644
7		2,755	2,755	2,646	2,650	2,646
8		2,780	2,781	2,648	2,652	2,648
9		2,805	2,808	2,650	2,654	2,650
10		2,830	2,835	2,652	2,656	2,652
11		2,855	2,862	2,654	2,658	2,654
12		2,880	2,889	2,655	2,659	2,655
13		2,905	2,917	2,656	2,660	2,656
14		2,930	2,945	2,658	2,662	2,658
15		2,955	2,973	2,659	2,663	2,659
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$		
定数 a	2555.00000	2552.60608	2609.89626	2612.74893		
定数 b	25.00000	1.00958	0.00668	41.48526		
決定係数 (相関係数 ²)	0.07191	0.07406	0.00625	0.00603		
決定係数順位	2	1	3	4		
数値順位	2	1	4	3		

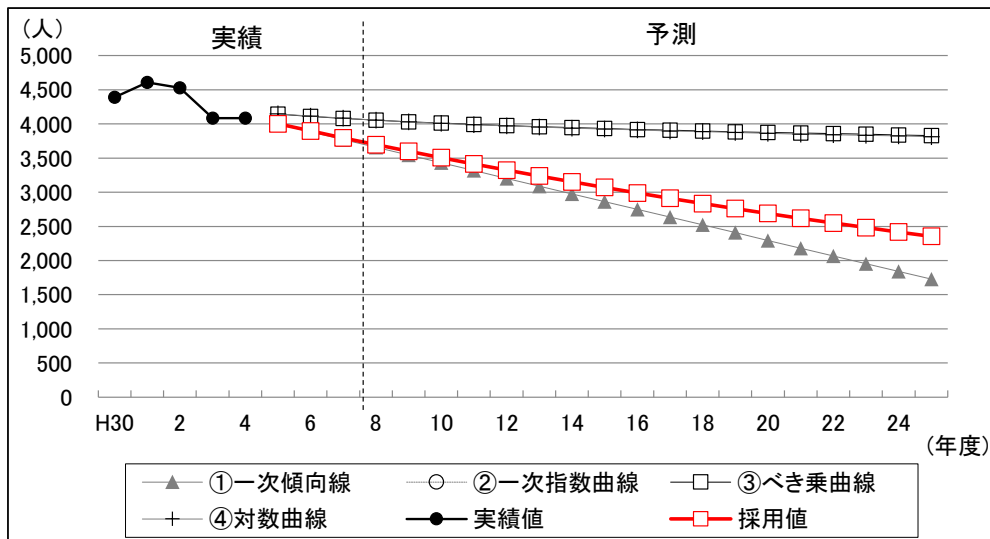


(2) 単独処理浄化槽人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断から単独処理浄化槽人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大きすぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
30	4,388					
R1	4,608					
2	4,529					
3	4,083					
4	4,083					
5		3,998	4,001	4,144	4,148	4,001
6		3,884	3,897	4,110	4,113	3,897
7		3,771	3,795	4,080	4,083	3,795
8		3,657	3,696	4,055	4,056	3,696
9		3,544	3,599	4,032	4,032	3,599
10		3,430	3,505	4,012	4,010	3,505
11		3,317	3,413	3,993	3,990	3,413
12		3,203	3,324	3,976	3,972	3,324
13		3,090	3,237	3,960	3,955	3,237
14		2,976	3,152	3,946	3,940	3,152
15		2,863	3,070	3,932	3,925	3,070
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	4678.70000	4691.16064	4560.04450	4556.24472	
	定数 b	-113.50000	0.97384	-0.05344	-524.35236	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.53248	0.52227	0.33577	0.34628	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	



4. 処理形態別人口の予測結果

処理形態別人口の予測結果を次頁の表に示します。

公共下水道の水洗化人口を調整人口とし、「計画処理区域内人口－（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口、自家処理）＝公共下水道の水洗化人口」とします。

また、1人1日当たりし尿量、単独処理浄化槽汚泥量、合併処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

